

豊島区地域防災計画

【資料編】

令和6年修正

豊島区防災会議

目 次

(第1部 総則)	1
1 地域別の世帯及び人口	1
(1) 人口	1
(2) 昼夜間人口	1
(3) 地域(町丁)別の世帯及び人口	2
2 町会別の世帯及び人口	6
3 産業大分類別事業所数及び従業者数	10
4 豊島区における地域危険度一覧	11
(第2部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画))	13
1 市民消火隊	13
2 地域防災組織防災資器材格納庫の所在一覧	13
3 対象物の現況	17
4 石油等危険物施設の現況	18
5 変電設備等の現況	18
6 消防車両の現況	18
7 消防団体制の現況	18
8 消防団活動用資機材の現況	19
9 消防団資機(器)材格納庫所在一覧	19
10 消防水利の整備状況	20
11 消防水利の現況	20
12 小型貯水槽所在一覧	21
13 校地等の整備状況	24
(1) 区立小学校	24
(2) 区立中学校	24
(3) その他	25
14 都市計画道路の整備状況	26
15 豊島区都市計画道路の整備状況	27
16 狭あい道路の整備状況	27
17 道路管理施設の現況	27
18 応急給水槽一覧	27
19 防火地域の指定状況	28

2 0	豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧	28
2 1	豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧	29
2 2	固定系（同報系）無線屋外子局設置場所一覧	33
2 3	豊島区防災行政無線設備	35
2 4	災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式	36
2 5	被害調査の認定基準	44
2 6	区市町村別災害救助法適用基準表	45
2 7	救助の程度・方法及び期間	46
2 8	災害救助関連必要帳票一覧	51
2 9	緊急通行車両確認申出書の提出をしている車両一覧	61
3 0	車両調達請求書の様式	62
3 1	緊急通行事前届出車両（区）－災害時応急対策従事車両	62
3 2	ヘリコプター機種別発着場基準及び表示要領	63
3 3	緊急道路障害物除去路線網図	64
3 4	現有消防力（区内）	65
3 5	福祉救援センター（介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型）、補助救援センター一覧	66
3 6	23区西北部における災害拠点病院	69
3 7	救急病院一覧	70
3 8	救援センター災害用医療資器材保管校（医療救護所）一覧	70
3 9	防疫用資器材の備蓄状況	71
4 0	避難場所一覧	72
4 1	一時(いつとき)集合場所一覧	74
4 2	救援センター／区立小中学校等一覧	78
4 3	指定緊急避難場所、指定避難所	81
4 4	外出者の行動ルール	82
4 5	徒歩帰宅者心得 10 か条プラス 1	82
4 6	応急給水槽の設置場所（避難場所別）	82
4 7	区立小・中学校プール及び受水槽一覧	83
4 8	検水のための器材等整備状況	83
4 9	食料等の備蓄状況	84
5 0	生活必需品等の備蓄状況	84
5 1	備蓄倉庫一覧	85
5 2	各備蓄倉庫の備蓄状況	86
5 3	ミニ備蓄倉庫一覧	87
5 4	各ミニ備蓄倉庫の備蓄状況	88

5 5	救援物資受け入れ拠点一覧	88
5 6	簡易トイレ等の備蓄状況	89
5 7	火葬場	89
5 8	遺体の処理に伴う様式	90
5 9	労働者調達請求書	92
6 0	罹災証明書の様式	93
6 1	豊島区における被災者生活再建支援に関する方針	94
6 2	義援金品の受領書様式	95
6 3	災害対策本部業務と復興本部業務の関係	96
(第4部 南海トラフ地震等事前対策)		97
1	東海地震に係る地震防災対策強化地域(都総務局)	97
(第5部 風水害編)		99
1	区内における風水害による被害状況	99
2	水位観測装置及び水位警報装置	101
3	区道における透水性舗装施工実績	102
4	公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事实績	104
5	中野区、杉並区管内の特別定点	105
6	水防実施報告等の様式	105
7	水防工法	113
8	水防資器材の保有状況	116
9	公用負担権限証明	117
10	公用負担命令票	117
11	災害対策各部タイムライン	118

第1部 総則

1 地域別の世帯及び人口

(1) 人口

区分	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当り)	1世帯 当り人員
		男	女	計		
昭和55年 国勢調査	(世帯) 128,740	(人) 144,631	(人) 143,995	(人) 288,626	(人/ km ²) 22,185	(人/ 世帯) 2.24
昭和60年 国勢調査	127,530	139,428	139,027	278,455	21,403	2.18
平成2年 国勢調査	127,607	131,320	130,550	261,870	20,128	2.05
平成7年 国勢調査	125,563	122,848	123,404	246,252	18,928	1.96
平成12年 国勢調査	134,646	125,373	123,644	249,017	19,140	1.85
平成17年 国勢調査	142,925	125,310	125,275	250,585	19,261	1.75
平成22年 国勢調査	166,214	124,972	125,181	284,678	21,881	1.71
平成27年 国勢調査	176,376	146,827	144,340	291,167	22,380	1.65
令和2年 国勢調査	183,819	151,020	150,579	301,599	23,182	1.64

(2) 昼夜間人口

(令和2年国勢調査)

夜間人口	昼間人口	夜間人口と昼間人口の差	流入人口	流出人口
人 301,599	人 412,070	人 110,471	人 195,287	人 84,816

(3) 地域(町丁)別の世帯及び人口

(令和2年国勢調査)

地 域	世帯数	人 口			女100人 に対する 男の数	人口密度 (人/km ²)	1世帯 当たり 人員
		総 数	男	女			
総数	183,819	301,599	151,020	150,579	100.3	23,182	1.64
駒 込	10,115	18,359	8,896	9,463	94	24,414	1.82
1丁目	2,681	4,319	2,008	2,311	86.9	32,474	1.61
2丁目	1,202	1,867	841	1,026	82	27,456	1.55
3丁目	1,502	2,700	1,349	1,351	99.9	23,478	1.8
4丁目	1,773	3,683	1,719	1,964	87.5	31,212	2.08
5丁目	235	731	374	357	104.8	7,238	3.11
6丁目	1,878	3,569	1,815	1,754	103.5	29,254	1.9
7丁目	844	1,490	790	700	112.9	15,684	1.77
巢 鴨	11,760	19,794	9,695	10,099	96	24,773	1.68
1丁目	2,487	3,916	1,904	2,012	94.6	22,901	1.57
2丁目	570	806	384	422	91	9,711	1.41
3丁目	3,087	5,159	2,518	2,641	95.3	28,346	1.67
4丁目	3,708	6,491	3,159	3,332	94.8	35,470	1.75
5丁目	1,908	3,422	1,730	1,692	102.2	19,011	1.79
西巢鴨	7,694	13,510	6,718	6,792	98.9	24,698	1.76
1丁目	2,781	4,958	2,457	2,501	98.2	27,392	1.78
2丁目	2,295	4,251	2,241	2,010	111.5	27,426	1.85
3丁目	1,434	2,480	1,151	1,329	86.6	22,963	1.73
4丁目	1,184	1,821	869	952	91.3	17,680	1.54
北大塚	8,415	12,916	6,460	6,456	100.1	31,579	1.53
1丁目	2,622	4,215	2,066	2,149	96.1	27,370	1.61
2丁目	2,930	4,397	2,154	2,243	96	35,460	1.5
3丁目	2,863	4,304	2,240	2,064	108.5	32,855	1.5
南大塚	11,102	17,264	8,421	8,843	95.2	28,442	1.56
1丁目	4,274	6,671	3,434	3,237	106.1	30,050	1.56
2丁目	3,491	5,653	2,673	2,980	89.7	27,847	1.62
3丁目	3,337	4,940	2,314	2,626	88.1	27,143	1.48

上池袋	11,316	18,333	9,413	8,920	105.5	26,921	1.62
1丁目	3,292	5,329	2,647	2,682	98.7	31,910	1.62
2丁目	2,396	3,686	1,994	1,692	117.8	17,065	1.54
3丁目	2,900	4,509	2,393	2,116	113.1	30,884	1.55
4丁目	2,728	4,809	2,379	2,430	97.9	31,638	1.76
東池袋	13,592	20,683	10,751	9,932	108.2	22,121	1.52
1丁目	1,006	1,200	748	452	165.5	5,505	1.19
2丁目	4,550	6,383	3,382	3,001	112.7	33,595	1.4
3丁目	2,232	3,420	1,838	1,582	116.2	17,906	1.53
4丁目	2,474	4,455	2,204	2,251	97.9	23,325	1.8
5丁目	3,330	5,225	2,579	2,646	97.5	36,034	1.57
南池袋	5,759	9,261	4,723	4,538	104.1	12,381	1.61
1丁目	1,615	2,302	1,198	1,104	108.5	10,858	1.43
2丁目	1,854	3,094	1,567	1,527	102.6	14,947	1.67
3丁目	1,370	2,404	1,189	1,215	97.9	16,694	1.75
4丁目	920	1,461	769	692	111.1	7,897	1.59
西池袋	11,356	17,575	8,848	8,727	101.4	18,697	1.55
1丁目	243	317	194	123	157.7	1,668	1.3
2丁目	2,719	4,330	2,184	2,146	101.8	24,602	1.59
3丁目	2,552	3,993	2,023	1,970	102.7	16,101	1.56
4丁目	3,317	5,081	2,557	2,524	101.3	29,541	1.53
5丁目	2,525	3,854	1,890	1,964	96.2	25,026	1.53
池袋	13,883	20,162	10,823	9,339	115.9	26,705	1.45
1丁目	1,670	2,574	1,424	1,150	123.8	22,579	1.54
2丁目	4,618	6,526	3,438	3,088	111.3	27,420	1.41
3丁目	5,132	7,630	4,090	3,540	115.5	28,364	1.49
4丁目	2,463	3,432	1,871	1,561	119.9	25,612	1.39
池袋本町	10,769	18,458	9,453	9,005	105	29,022	1.71
1丁目	2,603	3,899	2,116	1,783	118.7	25,484	1.5
2丁目	2,346	3,802	2,005	1,797	111.6	25,179	1.62
3丁目	1,855	3,125	1,608	1,517	106	23,855	1.68
4丁目	3,965	7,632	3,724	3,908	95.3	37,970	1.92

雑司が谷	5,776	9,674	4,765	4,909	97.1	23,946	1.67
1丁目	2,254	3,964	1,969	1,995	98.7	21,427	1.76
2丁目	1,921	3,287	1,590	1,697	93.7	25,680	1.71
3丁目	1,601	2,423	1,206	1,217	99.1	26,626	1.51
高 田	7,034	12,372	6,038	6,334	95.3	25,045	1.76
1丁目	2,457	4,340	2,192	2,148	102	25,233	1.77
2丁目	2,274	4,087	1,953	2,134	91.5	35,539	1.8
3丁目	2,303	3,945	1,893	2,052	92.3	19,058	1.71
目 白	8,591	15,190	7,151	8,039	89	16,263	1.77
1丁目	638	1,429	636	793	80.2	5,475	2.24
2丁目	2,171	3,761	1,746	2,015	86.7	20,665	1.73
3丁目	1,525	2,618	1,192	1,426	83.6	15,046	1.72
4丁目	2,043	3,683	1,797	1,886	95.3	20,691	1.8
5丁目	2,214	3,699	1,780	1,919	92.8	26,612	1.67
南長崎	13,300	21,825	10,929	10,896	100.3	26,878	1.64
1丁目	2,152	3,475	1,694	1,781	95.1	27,362	1.61
2丁目	1,872	3,078	1,510	1,568	96.3	28,766	1.64
3丁目	2,484	4,202	2,167	2,035	106.5	28,585	1.69
4丁目	2,199	3,752	1,902	1,850	102.8	22,071	1.71
5丁目	2,484	3,734	1,886	1,848	102.1	29,172	1.5
6丁目	2,109	3,584	1,770	1,814	97.6	26,947	1.7
長 崎	11,707	19,431	9,753	9,678	100.8	23,610	1.66
1丁目	1,785	2,865	1,450	1,415	102.5	22,559	1.61
2丁目	2,312	3,673	1,932	1,741	111	25,866	1.59
3丁目	1,648	2,798	1,402	1,396	100.4	22,934	1.7
4丁目	2,412	4,046	1,958	2,088	93.8	26,795	1.68
5丁目	1,825	3,044	1,502	1,542	97.4	20,026	1.67
6丁目	1,725	3,005	1,509	1,496	100.9	23,295	1.74
千 早	7,667	13,098	6,552	6,546	100.1	20,466	1.71
1丁目	2,326	3,677	1,868	1,809	103.3	24,191	1.58
2丁目	2,564	4,363	2,183	2,180	100.1	22,724	1.7
3丁目	1,381	2,678	1,337	1,341	99.7	16,949	1.94
4丁目	1,396	2,380	1,164	1,216	95.7	17,246	1.7

要 町	6,246	10,186	4,981	5,205	95.7	20,130	1.63
1丁目	2,713	4,324	2,234	2,090	106.9	23,890	1.59
2丁目	1,370	2,287	1,056	1,231	85.8	18,901	1.67
3丁目	2,163	3,575	1,691	1,884	89.8	17,525	1.65
高 松	5,017	8,632	4,311	4,321	99.8	24,384	1.72
1丁目	1,148	1,783	882	901	97.9	23,773	1.55
2丁目	2,533	4,320	2,204	2,116	104.2	24,545	1.71
3丁目	1,336	2,529	1,225	1,304	93.9	24,553	1.89
千 川	2,720	4,876	2,339	2,537	92.2	20,838	1.79
1丁目	1,314	2,348	1,120	1,228	91.2	20,779	1.79
2丁目	1,406	2,528	1,219	1,309	93.1	20,893	1.8

2 町会別の世帯及び人口

(令和2年国勢調査<豊島区集計>)

町会名	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
豊島区総数	183,819	301,599	151,020	150,579
第1地区	21,048	35,437	17,554	17,883
巣鴨一丁目町会	1,784	2,910	1,411	1,499
江戸橋町会	3,263	5,028	2,520	2,508
巣鴨親和町会	1,131	1,765	842	923
巣鴨三四丁目清和町会	1,054	1,929	974	955
折戸協和町会	2,467	3,907	1,935	1,972
巣鴨四丁目協和町会	930	1,715	836	879
巣鴨三親町会	1,180	1,900	912	988
栄和町会	1,357	2,480	1,181	1,299
巣鴨三明町会	135	252	122	130
巣鴨五丁目朝日町会	1,325	2,301	1,165	1,136
巣鴨五丁目大親町会	502	960	487	473
西巣鴨新田町会	2,703	4,675	2,366	2,309
西巣鴨共和会	35	60	22	38
西巣鴨二丁目町会	102	172	82	90
庚申塚町会	1,183	2,306	1,264	1,042
西巣鴨睦町会	977	1,635	748	887
西巣鴨四丁目親交町会	920	1,442	687	755
第2地区	26,244	40,478	20,930	19,548
宮仲町会	2,040	3,614	1,772	1,842
北大塚伸和町会	3,567	5,214	2,658	2,556
上池袋昭和町会	1,535	2,425	1,289	1,136
池袋東一町会	504	781	433	348
上池袋町会	2,254	3,480	1,846	1,634
上池袋三丁目町会	2,251	3,471	1,847	1,624
上池袋池八町会	2,444	4,063	2,093	1,970
上池袋東雲町会	933	1,784	832	952
池袋東口本町会	58	70	47	23
東池袋一丁目中央町会	528	626	379	247
東池袋南大塚伸町会	4,361	6,079	3,096	2,983
東二町会	275	410	216	194

新東一町会	735	1,052	572	480
東池袋東和町会	1,187	1,488	907	581
東池袋サンシャイン町会	1,829	3,139	1,604	1,535
東池袋中部町会	232	392	209	183
東池袋四丁目南町会	254	389	214	175
北大塚上池袋宮新町会	1,257	2,001	916	1,085
第3地区	19,962	29,923	15,782	14,141
西池袋一丁目町会	136	168	117	51
西池袋南町会	4,759	7,643	3,882	3,761
西池袋丸山町会	367	524	257	267
池袋二丁目曙町会	21	26	16	10
池袋二丁目原町会	1,206	1,660	906	754
池袋二丁目親睦町会	1,607	2,326	1,188	1,138
池袋御嶽町会	538	814	446	368
池袋三業町会	717	954	518	436
池袋二丁目恵比寿町会	318	461	230	231
池袋仲町会	1,480	2,188	1,186	1,002
池袋二丁目南町会	1,594	2,479	1,273	1,206
池袋三丁目北町会	1,403	2,111	1,140	971
池袋三丁目親交町会	1,646	2,513	1,310	1,203
池袋四丁目町会	1,616	2,192	1,209	983
池袋四丁目西町会	1,063	1,594	870	724
西山町会	1,491	2,270	1,234	1,036
第4地区	14,282	23,443	11,788	11,655
池袋通西睦町会	926	1,295	693	602
南池袋一丁目町会	1,612	2,298	1,196	1,102
南池袋二三四町会	2,148	3,601	1,820	1,781
光和会	417	682	342	340
池袋東口親和町会	1,114	1,929	954	975
青葉会	133	218	104	114
池袋日出町会	2,166	3,734	1,848	1,886
上り屋敷町会	1,875	2,831	1,449	1,382
雑司が谷一丁目町会	1,332	2,512	1,240	1,272
雑司が谷一丁目東部町会	675	1,233	620	613
柳下会	140	187	85	102
雑司が谷二丁目町会	1,468	2,447	1,206	1,241
雑司が谷三丁目町会	276	476	231	245

第5地区	13,336	23,448	11,186	12,262
東目白自治会	1,326	2,240	1,065	1,175
東目白本町会	788	1,172	577	595
高田一丁目町会	1,975	3,457	1,792	1,665
東目白坂下睦会	510	1,059	496	563
高田中央町会	1,826	3,447	1,649	1,798
高田三丁目町会	1,495	2,376	1,170	1,206
東目白千登世町会	944	1,597	723	874
目白二丁目町会	475	846	400	446
目白東町会	2,063	3,783	1,725	2,058
目白三丁目町会	1,117	1,849	830	1,019
目白山紫町会	817	1,622	759	863
第6地区	18,824	30,257	15,074	15,183
西池袋四丁目町会	1,457	2,144	1,115	1,029
西池袋四丁目自治会	639	975	455	520
目白協和会	3,655	6,224	2,991	3,233
南長崎一丁目みどり会	2,152	3,475	1,694	1,781
南長崎二丁目町会	1,987	3,241	1,601	1,640
長崎一丁目町会	1,785	2,865	1,450	1,415
長崎二丁目町会	2,312	3,673	1,932	1,741
長崎三丁目町会	1,648	2,798	1,402	1,396
千早一丁目町会	3,189	4,862	2,434	2,428
第7地区	9,161	15,109	7,634	7,475
南長崎三丁目南部町会	1,302	2,182	1,143	1,039
南長崎三丁目北部町会	1,067	1,857	933	924
南長崎四丁目町会	2,199	3,752	1,902	1,850
南長崎五丁目町会	2,484	3,734	1,886	1,848
南長崎六丁目町会	2,109	3,584	1,770	1,814
第8地区	13,466	23,091	11,344	11,747
長崎四丁目町会	2,412	4,046	1,958	2,088
長崎五丁目町会	1,825	3,044	1,502	1,542
長崎六丁目町会	1,725	3,005	1,509	1,496
千早二丁目町会	2,564	4,363	2,183	2,180
千早三丁目町会	1,381	2,678	1,337	1,341
千早四丁目町会	1,396	2,380	1,164	1,216
要町三丁目町会	2,163	3,575	1,691	1,884

第9地区	12,456	21,103	10,433	10,670
要町一丁目町会	2,962	4,717	2,435	2,282
要町二丁目町会	1,370	2,287	1,056	1,231
高松一丁目町会	1,535	2,374	1,174	1,200
高松二丁目町会	2,533	4,320	2,204	2,116
高松三丁目町会	1,336	2,529	1,225	1,304
千川一丁目町会	1,314	2,348	1,120	1,228
千川二丁目町会	1,406	2,528	1,219	1,309
第10地区	10,115	18,359	8,896	9,463
駒込第一町会	2,681	4,319	2,008	2,311
駒込二丁目親和会	1,202	1,867	841	1,026
駒込三丁目町会	1,221	2,185	1,110	1,075
染井よしの町会	3,034	6,516	3,109	3,407
駒込六丁目東文化会	1,210	2,136	1,117	1,019
駒込七丁目町会	767	1,336	711	625
第11地区	10,769	18,458	9,453	9,005
池袋本町南町会	89	139	70	69
池袋本町末廣町会	1,206	1,993	989	1,004
池袋本町一丁目町会	1,403	2,024	1,126	898
池袋本町中央町会	979	1,502	831	671
池袋本町宮元町会	1,388	2,393	1,202	1,191
池袋本町二丁目町会	937	1,435	777	658
池袋本町親和町会	1,598	2,633	1,392	1,241
池袋本町四丁目町会	3,169	6,339	3,066	3,273
第12地区	14,156	22,493	10,946	11,547
北大塚一丁目睦町会	2,136	3,465	1,664	1,801
南大塚東南町会	2,582	4,232	2,123	2,109
南大塚一丁目南松町会	570	1,062	546	516
南大塚一丁目南町会	336	627	331	296
南大塚一丁目宮若町会	407	654	327	327
南大塚仲町会	1,170	1,531	787	744
南大塚二丁目西町会	1,083	1,743	821	922
南大塚二丁目北町会	417	590	282	308
大塚駅南町会	2,516	3,782	1,812	1,970
東池袋五丁目本町会	601	1,082	540	542
東池袋五丁目東町会	1,922	3,022	1,441	1,581
南大塚自治会	416	703	272	431

3 産業大分類別事業所数及び従業者数

(令和3年経済センサス-活動調査)

産業大分類	事業所数	従業者数
農林漁業	4	29
鉱業,採石業,砂利採取業	2	3
建設業	929	12,690
製造業	694	7,741
電気・ガス・熱供給・水道業	15	271
情報通信業	1,098	25,789
運輸業,郵便業	174	4,963
卸売業,小売業	4,333	51,134
金融業,保険業	378	12,533
不動産業,物品賃貸業	2,124	11,909
学術研究,専門・技術サービス業	1,914	17,867
宿泊業,飲食サービス業	2,563	30,855
生活関連サービス業,娯楽業	1,395	11,468
教育,学習支援業	665	14,346
医療,福祉	1,471	19,599
複合サービス事業	36	333
サービス業(他に分類されないもの)	1,346	48,243
総数	19,141	269,773

4 豊島区における地域危険度一覧

(第9回東京都地域危険度測定調査 令和4年9月公表)

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度 ※
駒込	1丁目	2	1	1
駒込	2丁目	2	2	3
駒込	3丁目	3	3	3
駒込	4丁目	1	1	1
駒込	5丁目	1	1	1
駒込	6丁目	3	4	4
駒込	7丁目	3	3	4
巣鴨	1丁目	2	1	1
巣鴨	2丁目	1	1	1
巣鴨	3丁目	2	2	2
巣鴨	4丁目	2	2	3
巣鴨	5丁目	2	3	3
西巣鴨	1丁目	2	2	2
西巣鴨	2丁目	3	3	3
西巣鴨	3丁目	2	2	2
西巣鴨	4丁目	2	2	2
北大塚	1丁目	2	2	2
北大塚	2丁目	2	2	2
北大塚	3丁目	3	3	3
南大塚	1丁目	3	3	3
南大塚	2丁目	2	2	2
南大塚	3丁目	2	1	1
上池袋	1丁目	2	3	3
上池袋	2丁目	2	3	3
上池袋	3丁目	3	4	4
上池袋	4丁目	2	3	2
東池袋	1丁目	1	1	1
東池袋	2丁目	2	2	2
東池袋	3丁目	1	1	1
東池袋	4丁目	2	1	1
東池袋	5丁目	3	4	3
南池袋	1丁目	1	1	1
南池袋	2丁目	1	1	1
南池袋	3丁目	2	2	3
南池袋	4丁目	2	2	3
西池袋	1丁目	1	1	1
西池袋	2丁目	2	2	3
西池袋	3丁目	1	1	1
西池袋	4丁目	3	2	3
西池袋	5丁目	2	1	2

※ 建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて測定

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度 ※
池袋	1丁目	2	2	2
池袋	2丁目	2	1	2
池袋	3丁目	3	3	3
池袋	4丁目	2	2	2
池袋本町	1丁目	2	2	3
池袋本町	2丁目	3	3	3
池袋本町	3丁目	3	4	5
池袋本町	4丁目	3	3	3
雑司が谷	1丁目	2	3	3
雑司が谷	2丁目	3	3	4
雑司が谷	3丁目	2	2	3
高田	1丁目	3	2	3
高田	2丁目	2	1	2
高田	3丁目	2	1	1
目白	1丁目	1	1	1
目白	2丁目	2	3	3
目白	3丁目	2	1	2
目白	4丁目	2	2	3
目白	5丁目	3	3	3
南長崎	1丁目	2	2	2
南長崎	2丁目	3	3	3
南長崎	3丁目	3	4	3
南長崎	4丁目	2	3	2
南長崎	5丁目	3	3	3
南長崎	6丁目	2	2	2
長崎	1丁目	3	3	3
長崎	2丁目	3	4	4
長崎	3丁目	3	4	3
長崎	4丁目	3	4	4
長崎	5丁目	2	3	3
長崎	6丁目	2	2	3
千早	1丁目	3	2	3
千早	2丁目	2	2	2
千早	3丁目	2	3	3
千早	4丁目	2	3	3
要町	1丁目	2	4	3
要町	2丁目	2	2	1
要町	3丁目	2	2	1
高松	1丁目	2	2	3
高松	2丁目	2	3	3
高松	3丁目	2	2	2
千川	1丁目	2	2	2
千川	2丁目	2	2	2

※ 建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて測定

第2部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

1. 市民消防隊

(平成6年1月1日現在)

消 火 隊 名	人 員	災 害 時 の 役 割	平 常 時 の 役 割
山手市民消防隊 (南長崎一丁目みどり会・目白協和会)	1 隊 約 10 名 編成	○初期消火活動 ○延焼拡大防止 ○避難道路の確保 ○避難誘導	○ポンプ運用訓練 ○火災防ぎょ訓練 ○防災知識の普及啓発 ○ポンプ等の整備と保守管理
池袋本町二丁目地区市民消防隊 (池袋本町二丁目町会)			

2. 地域防災組織防災資器材格納庫の所在一覧

(令和3年10月1日現在)

第 1 地 区	設 置 場 所
巣鴨一丁目地区災害対策部	巣 鴨 1-2-8 / 巣鴨一丁目児童遊園
江戸橋町会災害対策部	巣 鴨 1-37-1 / 江戸橋公園
巣鴨親和町会地区災害対策部	巣 鴨 3-21-21 / 真性寺講堂下倉庫を使用(ポンプのみ)
巣鴨三四丁目清和町会地区災害対策部	北 大 塚 1-12-10 / 巣鴨公園
折戸地区災害対策部	北 大 塚 2-34-2 / 北大塚二丁目公園
巣鴨四丁目協和町会地区災害対策部	北 大 塚 2-34-2 / 北大塚二丁目公園
巣鴨三親町会地区災害対策部	巣 鴨 4-22-11 / 巣鴨四丁目児童遊園
栄和町会地区災害対策部	巣 鴨 4-34-12 / 巣鴨四丁目第2児童遊園
巣鴨三明町会地区災害対策部	巣 鴨 5-1-5 / 中央卸売市場豊島市場
巣鴨五丁目朝日町会地区災害対策部	巣 鴨 5-22-1 / 朝日公園
巣鴨五丁目大親町会地区災害対策部	巣 鴨 5-35-18 / 巣鴨五丁目児童遊園
西巣鴨新田町会地区災害対策部	西 巣 鴨 1-3-9 / 西巣鴨公園
西巣鴨共和会災害対策部	西 巣 鴨 2-24 / 都営西巣鴨二丁目アパート休会中
西巣鴨二丁目町会防災対策部	西 巣 鴨 2-27-7 / 西巣鴨二丁目公園
庚申塚地区災害対策部	西 巣 鴨 3-17-1 / 巣鴨北中学校
西巣鴨睦町会災害対策部	西 巣 鴨 3-26 / 朝日メトロステージ内
西巣鴨四丁目親交町会地区災害対策部	西 巣 鴨 4-10 / (旧) 区民集会室前

第 2 地 区	設 置 場 所
宮仲地区災害対策部	上 池 袋1-37-16/ピーコックストア北側
北大塚伸和町会地区災害対策部	北 大 塚3-12-15/北大塚公園
上池袋昭和町会地区災害対策部	上 池 袋1-28-7/上池袋中央公園
池袋東一町会地区災害対策部	上 池 袋2-25-3/上池袋公園
上池袋地区災害対策部	上 池 袋2-38-4/子安稲荷神社 上 池 袋2-45-15/上池袋さくら公園
上池袋三丁目町会災害対策部	上 池 袋3-27-5/上池袋三丁目第2児童遊園 上 池 袋3-13-12/上池袋三丁目第3児童遊園
池八町会地区災害対策部	上 池 袋4-19 /上池袋くすのき公園
東雲町会地区災害対策部	上 池 袋4-39-6/上池袋四丁目第2児童遊園
池袋東口本町会地区災害対策部	東 池 袋1-50-3/池袋駅前公園
東池袋一丁目中央町会災害対策部	東 池 袋1-50-23/池袋駅前公園
東池袋南大塚伸和町会地区災害対策部	東 池 袋2-38-10/区民ひろば朋有
東二町会地区災害対策部	東 池 袋2-51-4/帝京平成大学北側
新東一町会地区災害対策部	東 池 袋2-51-4/帝京平成大学北側
東和町会地区災害対策部	東 池 袋3-14-1/東池袋公園
東池袋サンシャイン町会地区災害対策部	東 池 袋4-41-30/総合体育場駐車場
東池袋中部地区災害対策部	東 池 袋4-32 /東池袋四丁目防災ミニひろば
東池袋四丁目南町会地区災害対策部	東 池 袋4-18-11/東池袋四丁目公園内町会倉庫にポンプのみ
宮新町会地区災害対策部	上 池 袋1-36-1/宮仲公園

第 3 地 区	設 置 場 所
西池袋一丁目町会地区災害対策部	西 池 袋1-28-1先/区道上
西池袋南町会地区災害対策部	西 池 袋4-7-1/西池袋中学校 南西角 西 池 袋3-20-1/西池袋備蓄倉庫1階の一部を使用
西池袋丸山町会地区災害対策部	西 池 袋5-22-5/谷端川南緑道
池袋二丁目曙町会地区災害対策部	西 池 袋1-37 先 /ロサ会館駐車場脇
池袋二丁目原町会地区災害対策部	池 袋2-74-1/池袋ふれあい公園
池二親睦地区災害対策部	池 袋2-74-1/池袋ふれあい公園
池袋御嶽町会地区災害対策部	池 袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所先
池袋三業町会地区災害対策部	池 袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所先
池袋恵比寿町会災害対策部	池 袋3-58 /池袋三丁目自転車保管所先
池袋仲町会地区災害対策部	池 袋3-29-4/池袋第二公園
池袋二丁目南町会防災隊	池 袋3-22-13/池袋三丁目公園
池袋三丁目北町会地区災害対策部	池 袋3-44-20/御嶽北公園
池三親交町会地区災害対策部	池 袋3-19 先 /谷端川南緑道
池袋四丁目町会地区災害対策部	池 袋4-23 先 /池袋小脇区道上
池袋四丁目西町会地区災害対策部	池 袋4-13-4/谷端川南緑道
西山地区災害対策部	池 袋1-8-11/池袋一丁目第二公園

第 4 地 区	設 置 場 所
池袋通西睦町会防災対策部	南 池 袋4-23-12/首都高5号線高架下 東 池 袋5-6-12/第3辻広場(鎮守の森)
南池袋一丁目地区災害対策部	南 池 袋1-4-3/南池袋一丁目公園
南池袋二三四地区災害対策部	南 池 袋3-24-17/特別区道(東通り)拡幅事業用地) 南 池 袋2-4-3/東通りふれあい広場
光和会地区災害対策部	南 池 袋3-5-12/区民ひろば南池袋
池袋東口親和町会地区災害対策部	南 池 袋2-21-1/南池袋公園
青葉会地区災害対策部	南 池 袋4-1-3/雑司が谷中央児童遊園
日出防災隊	南 池 袋4-12-16/南池袋四丁目日出公園
上り屋敷町会防災隊	西 池 袋2-14-2/上り屋敷公園
雑司が谷一丁目地区災害対策部	雑司が谷1-22-8/雑司が谷保育園前
雑司が谷一丁目東部町会地区災害対策部	雑司が谷1-36-3/雑司が谷一丁目公園
柳下会地区災害対策部	雑司が谷3-15-20/雑司が谷みみずく公園
雑司が谷二丁目地区災害対策部	雑司が谷2-11-8/雑司が谷公園
雑司が谷三丁目町会地区災害対策部	雑司が谷3-15-20/雑司が谷みみずく公園

第 5 地 区	設 置 場 所
東目白自治会地区災害対策部	雑司が谷2-1-6/雑司が谷二丁目四つ家児童遊園
東目白本町会地区災害対策部	雑司が谷3-1-7/千登世橋教育文化センター駐車場 雑司が谷3-1-14/雑司が谷三丁目ひろば
高田一丁目地区災害対策部	高 田1-28-3/高田公園
東目白坂下睦会地区災害対策部	高 田2-12-7/高南小学校南側
高田中央町会災害対策部	高 田3-38-6/高田中央三丁目公園
高田三丁目町会地区災害対策部	高 田3-18-2/高田第二区民集会室倉庫
東目白千登世町会地区災害対策部	雑司が谷3-1-7/千登世橋教育文化センター駐車場
目白二丁目町会防災対策部	目 白2-5-10/目白二丁目第2児童遊園
目白東町会地区災害対策部	目 白2-15-7/目白二丁目児童遊園
目白三丁目町会地区災害対策部	目 白3-15-17/目白三丁目公園
目白山紫町会災害対策部	目 白4-19-11/目白四丁目旭出児童遊園

第 6 地 区	設 置 場 所
西池袋四丁目町会地区災害対策部	西 池 袋4-28 /谷端川南緑道
西池袋四丁目自治会地区災害対策部	西 池 袋4-16 /谷端川南緑道
目白協和会地区災害対策部	目 白5-24-12/(旧)真和中学校体育館北側
南長崎一丁目みどり会防災対策部	南 長 崎1-20-1/椎名町公園
長崎一丁目地区災害対策部	長 崎1-9 /椎名橋下広場
長崎二丁目地区災害対策部	長 崎2-27-18/長崎二丁目児童遊園
長崎三丁目地区災害対策部	長 崎3-24-6/長崎公園
千早一丁目地区災害対策部	千 早1-23-18/千早第二公園

第 7 地 区	設 置 場 所
南長崎二丁目地区災害対策部	南 長 崎2-2-21/南長崎二丁目児童遊園
南長崎三丁目南部地区災害対策部	南 長 崎3-9-22/南長崎花咲公園
南長崎三丁目北部町会地区災害対策部	南 長 崎3-37-2/南長崎公園
南長崎四丁目地区災害対策部	南 長 崎4-29-10/区民ひろば椎名町建設工事事務所内
南長崎五丁目地区災害対策部	南 長 崎5-12-7/南長崎五丁目稲荷神社境内
南長崎六丁目地区災害対策部	南 長 崎6-1-20/南長崎はらっぱ公園

第 8 地 区	設 置 場 所
長崎四丁目町会地区災害対策部	長 崎4-45-6/長崎四丁目児童遊園
長崎五丁目地区防災対策部	長 崎5-28-5/長五さくら公園
長崎六丁目地区災害対策部	長 崎6-16-1/さくら小学校
千早二丁目地区災害対策部	千 早2-31-10/千早公園
千早三丁目地区災害対策部	千 早3-13-9/千早臨時保育園
千早四丁目地区災害対策部	千 早4-31-13/千早四丁目公園
要町三丁目地区災害対策部	要 町3-47-8/豊島体育館

第 9 地 区	設 置 場 所
要町一丁目町会地区災害対策部	要 町1-42-7/要町一丁目広場
要町二丁目町会災害対策部	要 町2-3-20/要小学校
高松一丁目地区災害対策部	高 松1-9-21/千川中学校
高松二丁目地区災害対策部	高 松2-57-22/高松小学校
高松三丁目町会地区災害対策部	高 松3-5-6/高松三丁目児童遊園
千川一丁目地区災害対策部	千 川1-24-2/千川彫刻公園
千川二丁目町会地区災害対策部	千 川2-5-15/千川二丁目第2児童遊園

第 1 0 地 区	設 置 場 所
駒込一丁目地区災害対策部	駒 込1-22-1/駒込東公園
駒込二丁目地区災害対策部	駒 込2-3-23/駒込公園
駒込三丁目地区災害対策部	駒 込3-16-16/ (児童遊園廃止済み)
駒込染井よしの町会地区災害対策部	駒 込6-1-6/そめいよしの児童遊園
駒込六丁目東文化会地区災害対策部	駒 込6-25-2/駒込六丁目児童遊園
駒込七丁目特設防火団	駒 込7-7-4/駒込七丁目第2児童遊園

第 1 1 地 区	設 置 場 所
池袋本町南町会地区災害対策部	池袋本町1-6-8/池袋本町一丁目児童遊園
池袋本町末廣町会防災部	池袋本町1-27-1/池袋本町公園
池袋本町一丁目町会防災組織	池袋本町1-41 /池袋本町小学校・池袋中学校東側
池袋本町中央地区災害対策部	池袋本町1-7-9/豊島清掃事務所敷地
池袋本町宮元町会地区災害対策部	池袋本町2-37 /池本だんだん公園
池袋本町二丁目地区災害対策部	池袋本町2-34-1/池袋えびすの郷
池袋親和町会地区災害対策部	池袋本町3-31-14 先/谷端川北緑道
池袋本町四丁目町会地区防災対策部	池袋本町4-22-12/池袋本町四丁目児童遊園

第 1 2 地 区	設 置 場 所
北大塚一丁目(睦)地区災害対策部	北 大 塚1-12-10/巢鴨公園
南大塚仲町会防災部	北 大 塚1-12-10/巢鴨公園
南大塚東南町会地区災害対策部	南 大 塚2-5-1/南大塚からたち公園
南松町会災害対策部	南 大 塚1-12-11/南大塚一丁目児童遊園
南大塚一丁目南町会地区災害対策部	南 大 塚1-24-10/巢鴨小学校南側
南大塚一丁目宮若町会地区災害対策部	南 大 塚2-36-3/南大塚二丁目児童遊園
南大塚二丁目西町会地区災害対策部	南 大 塚2-27-1/南大塚公園
南大塚二丁目北町会地区災害対策部	南 大 塚2-36-3/南大塚二丁目児童遊園
南大塚三丁目地区災害対策部	南 大 塚3-18-1/西巢鴨中学校
東池袋五丁目本町会地区災害対策部	東 池 袋5-21-7/東池袋五丁目第2児童遊園
東池袋五丁目東町会地区災害対策部	東 池 袋5-39 /まちづくり用地
南大塚自治会地区災害対策部	南 大 塚2-36-3/南大塚二丁目児童遊園

3. 対象物の現況

(令和6年1月1日現在)

対 象 物	件 数	対 象 物	件 数
劇場、公会堂等	4	工場、作業所、映画スタジオ等	61
キャバレー、遊技場等	32	自動車車庫、駐車場、格納庫等	64
待合、飲食店等	192	倉庫	90
百貨店、マーケット等	104	官公署、銀行、事務所等	1,020
旅館、寄宿舍、共同住宅等	6,864	複合用途対象物(混在ビル)	4,276
病院、老人福祉施設、幼稚園等	221	地下街	2
小中高大各種学校等	275	文化財	2
図書館、博物館等	7	アーケード	2
公衆浴場等	14	舟車	0
停車場、航空機の発着場	18		
神社、寺院、教会等	114	合 計	13,362

4. 石油等危険物施設の現況

(令和6年1月1日現在)

施設区分	製造所	貯蔵所							取扱所					合計		
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所			移送取扱所	販売取扱所		一般取扱所	
									営業用		その他					
									屋内	屋外						自家用
数	0	7	0	22	36	4	0	0	2	8	5	0	0	3	29	116

5. 変電設備等の現況

(令和6年1月1日現在)

変電設備		発電設備		蓄電池設備		計
特別高圧	高圧	高圧	低圧	100V未満	100V以上	
58	2,661	47	615	180	197	3,758

6. 消防車両の現況

(令和6年1月1日現在)

ポンプ車	はしご車	救助車	救急車	活動二輪	その他	合計
14(4)	2	1	9(2)	3(1)	11	39(7)

()内は非常車両で内数

7. 消防団体制の現況

(令和6年1月1日現在)

団本部	分団数	団員数	可搬ポンプ数	可搬ポンプ積載車
2	13	427名	21台	6台

8. 消防団活動用資機材の現況

(令和6年1月1日現在)

資機材名	数
可搬ポンプ積載車	6台
可搬ポンプ	21台
ホース	456本
担架	54基
応急セット	60個
発動発電機	32機
デジタル受令機	31機
携帯無線機	57機
携帯型救助器具	13機
簡易救助資器材	21機
チェンソー	21機
救命胴衣	442着

9. 消防団資機(器)材格納庫所在一覧

(令和6年1月1日現在)

分団・団名	豊島消防団	池袋消防団
第1分団	豊島区駒込 4丁目1番6号 —————	豊島区 池袋 2丁目 44番4号 豊島区池袋本町3丁目 13番7号
第2分団	豊島区北大塚1丁目 15番 12号 —————	豊島区西池袋 3丁目 20番 豊島区西池袋 2丁目 43番3号
第3分団	豊島区北大塚3丁目 29番 11号 豊島区西巢鴨2丁目 22番	豊島区 高松 3丁目3番17号 豊島区 要町 2丁目3番 20号
第4分団	豊島区東池袋2丁目 39番1号 豊島区上池袋3丁目 27番5号	豊島区 目白 5丁目 24番 12号 豊島区南長崎 1丁目 21番2号
第5分団	豊島区南池袋4丁目7番9号 —————	豊島区 長崎 3丁目6番24号 豊島区 千早 2丁目 35番 15号
第6分団	豊島区高田 2丁目 11番2号 —————	豊島区 長崎 5丁目 29番4号 豊島区南長崎 4丁目 23番 21号
第7分団	豊島区目白 2丁目5番 10号 —————	————— —————

10. 消防水利の整備状況

(令和6年1月1日現在)

総メッシュ数	充足メッシュ数		不足メッシュ数			
206	平常時	206	0			
	震災時	206	1	不足水利	100 m ³	0
					60 m ³	0
40 m ³					1	

11. 消防水利の現況

(令和6年1月1日現在)

種 別		設 置 数	種 別	設 置 数
消 火 栓		2,476	貯 水 池	0
防 火 水 槽	100 m ³ 以上	106	プ ー ル	49
	40 m ³ 以上	483	受 水 槽	7
	100 m ³ 未満		そ の 他	8
	40 m ³ 未満	11	合 計	3,140
	計	600		

12. 小型貯水槽所在一覧

(令和3年10月1日現在)

[第1地区/10カ所]

	所在地	位置目標
1	巣鴨1-37-1	江戸橋公園
2	巣鴨3-8-2	巣鴨図書館
3	巣鴨4-22-11	巣鴨四丁目児童遊園
4	巣鴨4-22-17	保健福祉部巣鴨分庁舎
5	巣鴨4-34-12	巣鴨四丁目第2児童遊園
6	巣鴨5-49-4	巣鴨第6コミュニティ広場
7	巣鴨5-22-1	朝日児童遊園
8	巣鴨5-25-11	第4コミュニティ広場(朝日ほのぼのランド)
9	西巣鴨1-27-1	西巣鴨小学校
10	西巣鴨3-17-1	巣鴨北中学校

[第2地区/18カ所]

	所在地	位置目標
1	上池袋1-14-9	上池袋一丁目児童遊園
2	上池袋1-28-5	上池袋中央公園
3	上池袋1-29-11	上池袋一丁目ゆったり広場児童遊園
4	上池袋2-23-10	上池袋二丁目児童遊園
5	上池袋2-26-7	上池袋第一まちづくりセンター
6	上池袋2-38-4	子安稲荷神社境内
7	上池袋3-13-12	上池袋三丁目第3児童遊園
8	上池袋3-27-5	上池袋三丁目第2児童遊園
9	上池袋4-19-1	上池袋くすのき公園
10	上池袋4-28-1	池袋第一小学校
11	上池袋4-39-6	上池袋四丁目第2児童遊園②
12	上池袋4-40-9	東雲ふれあい広場
13	上池袋4-40-12	上池袋第2まちづくりセンター
14	東池袋2-38-10	区民ひろば朋有
15	東池袋3-14-1	東池袋公園
16	北大塚3-12-15	北大塚公園
17	東池袋4-15-5	第4辻広場(日光広場)
18	東池袋2-51-4	帝京平成大学北側

[第3地区/4カ所]

	所在地	位置目標
1	西池袋3-20-1	西池袋公園
2	池袋1-7-10	池袋の森
3	池袋3-22-13	池袋三丁目公園
4	池袋4-12-25	西村宅駐車場内

〔第4地区／12カ所〕

	所在地	位置目標
1	東池袋5-6-5	第七辻広場(日傘広場)
2	東池袋5-6-12	第3辻広場(鎮守の森)
3	南池袋2-4-3	東通りふれあい広場
4	南池袋3-18-12	南池袋小学校
5	南池袋4-8-5	南池袋第二公園
6	南池袋4-12-16	南池袋四丁目日出公園
7	西池袋2-25-22	西池袋そらいろ保育園
8	西池袋2-39-2	(旧)西池袋二丁目第2児童遊園
9	雑司が谷1-36-3	雑司が谷一丁目公園
10	雑司が谷2-11-8	雑司が谷公園
11	雑司が谷2-1-6	雑司が谷二丁目四つ家児童遊園
12	雑司が谷2-3-1	クレセント目白北側敷地内

〔第5地区／5カ所〕

	所在地	位置目標
1	高田1-23-33	高田一丁目児童遊園
2	高田2-6-2	高田二丁目中央児童遊園
3	高田2-11-2	区民ひろば高南第一
4	目白2-5-10	目白二丁目第二児童遊園
5	目白2-15-7	目白二丁目児童遊園

〔第6地区／5カ所〕

	所在地	位置目標
1	目白4-11-21	目白の森
2	目白5-15-17	目白五丁目児童遊園
3	目白5-24-12	旧真和中学校北側歩道
4	千早1-23-18	千早第二公園
5	千早1-31-5	しいの実保育園

〔第7地区／4カ所〕

	所在地	位置目標
1	南長崎2-2-21	南長崎二丁目児童遊園
2	南長崎3-40-13	南長崎三丁目第2児童遊園①
3	南長崎3-40-13	南長崎三丁目第2児童遊園②
4	南長崎4-13-5	南長崎スポーツ公園

〔第8地区／6カ所〕

	所在地	位置目標
1	千早2-39-3	西部区民事務所
2	千早4-10-14	千早四丁目なかよし広場児童遊園
3	長崎4-44-3	長崎四丁目児童遊園
4	長崎6-39-1	長崎六丁目児童遊園
5	要町3-17-11	要町保育園
6	要町3-47-8	豊島体育館

〔第9地区／7カ所〕

	所在地	位置目標
1	要町1-25-3	要町一丁目児童遊園
2	要町2-3-20	要小学校
3	高松1-6-5	高松一丁目児童遊園
4	高松1-7-13	高松第二保育園
5	高松3-10-7	旧高松第一保育園
6	千川2-11-17	千川二丁目第2児童遊園
7	千川2-33-4	千川二丁目児童遊園

〔第10地区／7カ所〕

	所在地	位置目標
1	駒込1-22-1	駒込東公園
2	駒込2-10-8	駒込二丁目児童遊園
3	駒込3-8-2	第5コミュニティ広場
4	駒込4-5-1	駒込中学校
5	駒込6-30-13	染井コミュニティ広場
6	駒込4-3	染井の杜広場仮児童遊園
7	駒込4-12-3	区民ひろば仰高

〔第11地区／11カ所〕

	所在地	位置目標
1	池袋1-7-10	池袋の森
2	池袋本町1-27-1	池袋本町公園
3	池袋本町1-43-1	池袋本町小学校(6t)
4	池袋本町2-37	池本だんだん公園
5	池袋本町2-39-7	池袋本町二丁目児童遊園
6	池袋本町2-39-12	東京シティ信用金庫池袋本町支店駐車場
7	池袋本町3-13-7	池袋本町三丁目児童遊園
8	池袋本町4-22-12	池袋本町四丁目児童遊園
9	池袋本町4-50-1	土木資材置場
10	池袋本町4-5-24	池袋中学校
11	池袋本町4-5-24	池袋中学校(20t)

[第12地区/7カ所]

	所在地	位置目標
1	北大塚2-34-2	北大塚二丁目公園
2	東池袋5-21-7	東池袋五丁目第2児童遊園①
3	東池袋5-21-7	東池袋五丁目第2児童遊園②
4	東池袋5-26-4	第五辻広場(モーモー広場)
5	東池袋5-35-19	第11辻広場(星ふる広場)
6	東池袋5-40-11	第9辻広場(さわやか広場)
7	東池袋5-43-12	第10辻広場(なまず広場)

計 96カ所

13. 校地等の整備状況

(令和6年4月1日現在)

(1) 区立小学校

学校名	校地面積	運動場面積	学校名	校地面積	運動場面積
仰高小学校	6,453㎡	1,793㎡	駒込小学校	6,802㎡	2,168㎡
巣鴨小学校	6,793㎡	1,434㎡	清和小学校	7,107㎡	2,614㎡
西巣鴨小学校	9,615㎡	2,770㎡	豊成小学校	6,224㎡	1,497㎡
朋有小学校	7,425㎡	2,621㎡	朝日小学校	7,409㎡	2,137㎡
池袋第一小学校	6,985㎡	1,773㎡	池袋第三小学校	6,402㎡	2,200㎡
池袋小学校	7,198㎡	2,710㎡	池袋本町小学校※ ¹	22,686㎡	3,100㎡
南池袋小学校	9,948㎡	2,132㎡	高南小学校	5,745㎡	1,798㎡
目白小学校	8,420㎡	2,250㎡	長崎小学校	7,165㎡	1,921㎡
要小学校	8,403㎡	3,163㎡	椎名町小学校	7,432㎡	1,923㎡
富士見台小学校	7,365㎡	2,523㎡	千早小学校	7,185㎡	2,373㎡
高松小学校	10,540㎡	3,022㎡	さくら小学校	8,709㎡	2,257㎡

※ 池袋本町小学校の校地は、池袋中学校と合算

(2) 区立中学校

学校名	校地面積	運動場面積	学校名	校地面積	運動場面積
-----	------	-------	-----	------	-------

駒込中学校	7,742㎡	2,687㎡	巣鴨北中学校	13,064㎡	5,400㎡
西巣鴨中学校	7,566㎡	2,511㎡	池袋中学校※2	22,686㎡	6,700㎡
西池袋中学校	12,486㎡	5,145㎡	千登世橋中学校	11,764㎡	4,000㎡
千川中学校仮校舎	5,699㎡	1,840㎡	明豊中学校	10,138㎡	5,249㎡

※ 池袋中学校の校地は、池袋本町小学校と合算

(3) その他

施設名	敷地面積	運動場面積
豊島体育館	4,156㎡	—
みらい館大明	8,123㎡	2,840㎡
南長崎スポーツ公園	12,226㎡	—
旧平和小複合施設	5,700㎡	2,046㎡

14. 都市計画道路の整備状況

(令和5年4月1日現在)

路線名	事業箇所	規模(豊島区内)	事業予定/施工者
放射9号線	巣鴨3丁目 巣鴨5丁目	延長465m 幅員40m	令和5年度事業中 東京都
環状5の1号線	高田3丁目 南池袋2丁目	延長1,400m 幅員30~40m	令和5年度事業中 東京都
環状5の1号線	上池袋1丁目 西巣鴨3丁目	延長770m 幅員27m	令和5年度事業中 東京都
環状4号線	高田1丁目	延長154m 幅員22m	令和5年度事業中 東京都
補助26号線	千早4丁目 要町3丁目	延長460m 幅員20m	令和5年度事業中 東京都
補助26号線	南長崎6丁目 長崎5丁目	延長320m 幅員20m	令和5年度事業中 東京都
補助73号線	池袋本町2丁目 池袋本町4丁目	延長約840m 幅員18.5~26m	令和5年度事業中 東京都
補助81号線	南池袋2丁目 南池袋4丁目	延長260m 幅員25m	令和5年度事業中 東京都
補助81号線	巣鴨5丁目 駒込6丁目	延長約900m 幅員20m	令和5年度事業中 東京都
補助81号線	東池袋4丁目 東池袋5丁目	延長610m 幅員25m	令和5年度事業中 東京都
補助82号線	上池袋3丁目 池袋本町3丁目	延長約990m 幅員15~24m	令和5年度事業中 東京都
補助172号線	長崎1丁目 長崎5丁目	延長1,620m 幅員16m	令和5年度事業中 東京都
補助173号線	池袋2・3丁目	延長505m 幅員18m	平成29年度完了 豊島区
補助176号線	東池袋4丁目	延長30m 幅員11m	令和5年度事業中 豊島区

都市高速道路中央環状新宿線関連事業			
路線名	事業箇所	規模	事業予定/施工者
環状6号線	南長崎1丁目 西池袋4丁目	延長720m(豊島区内) 幅員40m	平成23年度完了 東京都
環状6号線	長崎1丁目 西池袋5丁目	延長580m 幅員40m	平成23年度完了 東京都

15. 豊島区都市計画道路の整備状況

(令和5年3月31日現在)

		路線数	計画延長(km)	完成延長(km)	事業中延長(km)	未着手延長(km)	完成率(%)
豊島区内		38	41.5	27.4	9.3	5.1	65.9
内 訳	放射線	6	9.0	7.5	0.7	0.8	83.1
	環状線	3	5.7	2.7	2.3	0.7	46.7
	補助線その他	29	26.8	17.2	6.2	3.6	64.2

注:合計欄の数値と各項目の合計とは四捨五入の関係で一致しないことがある。

首都高速道路、自動車専用道路は含まれない。また、路線数には支線は含まれない。

16. 狭あい道路の整備状況

(令和5年3月31日現在)

事業目標	令和4年度末現況	令和5年度以降毎年見込
狭あい道路約438kmの拡幅整備	整備延長距離 約172.9km	整備延長距離 約3.6km
	整備延長面積 約99,126㎡	整備面積 約2,100㎡

17. 道路管理施設の現況

(令和6年1月1日現在)

区分	施設の名称等						
交通管制設備	可変規制標識 3 可変情報板 4 街路可変情報板 12 交通流検出装置 15 監視用テレビ 5						
通報設備	非常電話 14(標準設置間隔:高架部500m、トンネル部100m)						
避難設備	<table style="border: none; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: none;">非常口3か所</td> <td style="border: none;">入口4か所</td> <td rowspan="2" style="border: none; font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="2" style="border: none;">8か所</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ランプ</td> <td style="border: none;">出口4か所</td> </tr> </table>	非常口3か所	入口4か所	}	8か所	ランプ	出口4か所
非常口3か所	入口4か所	}	8か所				
ランプ	出口4か所						

18. 応急給水槽一覧

(令和6年1月1日現在)

施設名	所在地	確保水量
西池袋公園	豊島区西池袋3-20-1	1,500㎡
都立文京高等学校	豊島区西巢鴨1-1-5	100㎡
としまみどりの防災公園	豊島区東池袋4-42	100㎡

19. 防火地域の指定状況

(令和6年1月1日現在)

区分	3年地域地区		4年地域地区		5年地域地区	
	面積 ha (構成比)	増減 (増減比)	面積 ha (構成比)	面積 ha (構成比)	増減 (増減比)	面積 ha (構成比)
防火地域	559.0 (43.0%)		559.0 (43.0%)	559.0 (43.0%)		559.0 (43.0%)
準防火地域	742.0 (57.0%)		742.0 (57.0%)	742.0 (57.0%)		742.0 (57.0%)
合計	1,301.0		1,301.0	1,301.0		1,301.0

20. 豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧

(令和6年1月1日現在)

地域本部	施設名	住所
第1地域本部	清和小学校	巢鴨3-14-1
第2地域本部	朋有小学校	東池袋4-40-1
第3地域本部	西池袋中学校	西池袋4-7-1
第4地域本部	南池袋小学校	南池袋3-18-12
第5地域本部	目白小学校	目白2-11-6
第6地域本部	長崎小学校	長崎2-6-3
第7地域本部	椎名町小学校	南長崎4-30-5
第8地域本部	千早小学校	千早3-33-5
第9地域本部	高松小学校	高松2-57-22
第10地域本部	駒込小学校	駒込3-13-1
第11地域本部	池袋本町小学校 池袋中学校	池袋本町1-43-1
第12地域本部	巢鴨小学校	南大塚1-24-10

21. 豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧

No	施設名	避難場所 番号	避難場所 ※1	救援セン ター	救出・救 助部隊の 活動拠点	災害時へ り緊急離 着陸候 補地	地域内輸 送拠点	一次仮置 場	遺体収容 場所	応急仮設 住宅建設 用地	所在地
1	染井墓地・駒込中学校一帯	83	127,592								豊島区駒込5丁目他
2	雑司ヶ谷墓地	84	58,793								豊島区南池袋4丁目
3	豊島区立総合体育場	85	67,617					13,626		6,000	豊島区東池袋4-41-30
4	学習院大学	86	131,450								豊島区目白1丁目
5	立教大学	87	58,689								豊島区西池袋3丁目
6	仰高小学校	83	2,968	2,968							豊島区駒込5-1-19
7	駒込小学校			3,822							豊島区駒込3-13-1
8	巣鴨小学校			2,499							豊島区南大塚1-24-10
9	清和小学校			2,658							豊島区巣鴨3-14-1
10	西巣鴨小学校			2,909							豊島区西巣鴨1-27-1
11	豊成小学校			1,887							豊島区上池袋1-18-24
12	朋有小学校	85	3,730	3,730							豊島区東池袋4-40-1
13	朝日小学校			2,800							豊島区巣鴨5-33-1
14	池袋第一小学校			2,699							豊島区上池袋4-28-1
15	池袋本町小学校			3,100							豊島区池袋本町1-43-1
16	池袋第三小学校			2,200							豊島区西池袋3-14-3
17	みらい館大明			2,840							豊島区池袋3-30-8
18	池袋小学校			2,437							豊島区池袋4-23-8
19	旧文成小学校			1,700							豊島区池袋本町4-36-1
20	南池袋小学校			2,182							豊島区南池袋3-18-12
21	高南小学校			2,500							豊島区高田2-12-7
22	旧真和中学校			2,494							豊島区目白5-24-12
23	目白小学校			2,250							豊島区目白2-11-6
24	長崎小学校			2,346							豊島区長崎2-6-3
25	要小学校			4,485							豊島区要町2-3-20
26	椎名町小学校			2,248							豊島区南長崎4-30-5
27	富士見台小学校			2,450							豊島区南長崎1-10-5
28	千早小学校			1,800							豊島区千早3-33-5
29	高松小学校			5,280							豊島区高松2-57-22
30	さくら小学校			3,348							豊島区長崎6-16-1
31	駒込中学校	83	3,032	3,032							豊島区駒込4-5-1
32	巣鴨北中学校			2,000							豊島区西巣鴨4-9-1
33	西巣鴨中学校			2,600							豊島区南大塚3-18-1
34	池袋中学校			6,700							豊島区池袋本町1-43-1
35	明豊中学校			5,333							豊島区長崎5-31-29
36	西池袋中学校			5,145							豊島区西池袋4-7-1
37	千登世橋中学校	86	4,000	4,000							豊島区目白1-1-1
38	千川中学校			4,209							豊島区高松1-9-21
39	千早スポーツフィールド ※令和6年10月開設予定										豊島区千早4-8-19
40	豊島体育館										豊島区要町3-47-8
41	としま区民センター										豊島区東池袋1-20-10
42	芸術文化劇場										豊島区東池袋1-19-1
43	駒込東公園							700			豊島区駒込1-22-1
44	千川上水公園							790			豊島区西巣鴨2-39-5
45	大塚台公園							1,920			豊島区南大塚3-27-1
46	上池袋さくら公園							2,100			豊島区上池袋2-45-15
47	千早フラワー公園							2,300		610	豊島区千早1-8-1
48	千早公園							480			豊島区千早2-31-10
49	南長崎はらっぱ公園							370			豊島区南長崎6-1-20
50	池袋西自転車駐車場										豊島区西池袋3-20-1
51	巣鴨体育館										豊島区巣鴨3-8-7
52	雑司が谷体育館								957		豊島区雑司が谷3-1-7
53	江戸橋公園							280			豊島区巣鴨1-37-1
54	巣鴨公園							600		600	豊島区北大塚1-12-10
55	南大塚公園							340			豊島区南大塚2-27-1
56	中池袋公園							1,050			豊島区東池袋1-16-1
57	池袋駅前公園							1,400			豊島区東池袋1-50-23
58	東池袋公園							1,200			豊島区東池袋3-14-1
59	日之出町公園							360			豊島区東池袋4-22-1
60	南池袋公園							960		960	豊島区南池袋2-21-1

No	施設名	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	現況	所有者	連絡先	電気	ガス	上下 水道	電話	アクセス道路	その他のアクセスポイント
1	染井墓地・駒込中学校一帯	271,830	129,367	墓地	東京都	3918-3502	○	×	○	×	白山通り	
2	雑司ヶ谷墓地	105,729	57,997	墓地	東京都	3971-6868	○	○	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
3	豊島区立総合体育場	189,494	60,413	野球場	豊島区	3971-0094	○	○	○	○	春日通り	J R 山手線
4	学習院大学	229,865	130,317	大学構内	学校法人学習院	3986-0221	○	○	○	○	目白通り	J R 山手線
5	立教大学	105,510	52,042	大学構内	学校法人立教学院	3985-2553	○	○	○	○	要町通り	J R 山手線
6	仰高小学校	6,333	2,968	運動場	豊島区	3918-2325	○	○	○	○	白山通り	J R 山手線
7	駒込小学校	6,802	3,822	運動場	豊島区	3918-5691	○	○	○	○	本郷通り	
8	巣鴨小学校	6,793	2,430	運動場	豊島区	9346-9551	○	○	○	○	南大塚通り	J R 山手線
9	清和小学校	7,107	2,658	運動場	豊島区	3918-2605	○	○	○	○	白山通り	J R 山手線
10	西巣鴨小学校	9,615	2,909	運動場	国	3918-6345	○	○	○	○	明治通り	地下鉄三田線
11	豊成小学校	6,224	1,887	運動場	豊島区	3918-2315	○	○	○	○	春日通り	J R 山手線
12	朋有小学校	7,425	3,730	運動場	豊島区	3987-6275	○	○	○	○	春日通り	へり緊急避難着陸場(総合)
13	朝日小学校	7,181	2,800	運動場	豊島区	3918-2339	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
14	池袋第一小学校	6,013	2,699	運動場	豊島区	3916-3435	○	○	○	○	明治通り	私鉄東武東上線
15	池袋本町小学校	12,349※3	3,100	運動場	豊島区	3986-7166	○	○	○	○	川越街道(国道)	私鉄東武東上線
16	池袋第三小学校	6,319	2,200	運動場	豊島区	3984-8501	○	○	○	○	池袋劇場通り	J R 山手線
17	みらい館大明	8,123	2,840	運動場	豊島区	3986-7186	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
18	池袋小学校	7,198	2,437	運動場	豊島区	3986-2858	○	○	○	○	川越街道	
19	旧文成小学校	4,891	1,700	運動場	豊島区	3986-7166	○	○	○	○	山手通り	私鉄東武東上線
20	南池袋小学校	9,948	2,182	運動場	豊島区	3987-6278	○	○	○	○	山手通り	都電荒川線
21	高南小学校	5,745	2,500	運動場	豊島区	3987-6266	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
22	旧真和中学校	7,252	3,000	運動場	豊島区		○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
23	目白小学校	10,601	2,250	運動場	豊島区	3987-4501	○	○	○	○	目白通り	J R 山手線
24	長崎小学校	7,070	2,346	運動場	豊島区	3956-8146	○	○	○	○	山手通り	
25	要小学校	8,377	4,485	運動場	豊島区	3956-8151	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
26	椎名町小学校	7,432	2,248	運動場	豊島区	3953-6461	○	○	○	○	目白通り	私鉄西武池袋線
27	富士見台小学校	7,365	2,450	運動場	豊島区	3953-6472	○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
28	千早小学校	7,185	1,800	運動場	豊島区	3956-8154	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
29	高松小学校	10,540	5,280	運動場	豊島区	3956-8157	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
30	さくら小学校	8,709	3,348	運動場	豊島区	3956-8164	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
31	駒込中学校	7,742	3,032	運動場	豊島区	3956-2105	○	○	○	○	白山通り	J R 山手線
32	巣鴨北中学校	13,201	6,017	運動場	豊島区	3918-2144	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
33	西巣鴨中学校	7,566	2,600	運動場	豊島区	3986-0661	○	○	○	○	春日通り	J R 山手線
34	池袋中学校	12,349※3	6,700	運動場	豊島区	3986-5435	○	○	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
35	明豊中学校	10,138	5,333	運動場	豊島区	3956-8174	○	○	○	○	千川通り	地下鉄有楽町線
36	西池袋中学校	12,093	5,145	運動場	豊島区	3986-5427	○	○	○	○	山手通り	
37	千登世橋中学校	12,180	4,000	運動場	豊島区	3987-6285	○	○	○	○	明治通り	J R 山手線
38	千川中学校	9,321	4,209	運動場	豊島区	3957-0255	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
39	千早スポーツフィールド ※令和6年10月開設予定	15,855	415	運動場	豊島区		○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
40	豊島体育館	4,156	1,431	体育館	豊島区	3973-1701	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
41	としま区民センター	9073.96	951.6	ホール・会	豊島区	6912-7900	○	○	○	○	明治通り	J R 山手線
42	芸術文化劇場	8357.28	707	劇場	豊島区	5924-6611	○	○	○	○	明治通り	J R 山手線
43	駒込東公園	3,701	700	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	本郷通り	J R 山手線
44	千川上水公園	1,020	790	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	
45	大塚台公園	3,546	1,920	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	J R 山手線
46	上池袋さくら公園	4,991	2,100	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	川越街道	私鉄東武東上線
47	千早フラワー公園	5,542	2,300	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	山手通り	地下鉄有楽町線
48	千早公園	2,337	480	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	要町通り	地下鉄有楽町線
49	南長崎はらっぱ公園	5,734	370	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	新目白通り	
50	池袋西自転車駐車場	2,484	1,346	駐車場	豊島区	3950-3837	○	×	○	○	池袋劇場通り	
51	巣鴨体育館	1,475	570	体育館	豊島区	3918-7101	○	○	○	○	白山通り	J R 山手線
52	雑司が谷体育館	3,052	957	体育館	豊島区	3590-1252	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
53	江戸橋公園	1,321	280	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	J R 山手線
54	巣鴨公園	2,516	600	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R 山手線
55	南大塚公園	1,533	340	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R 山手線
56	中池袋公園	1,786	1,050	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R 山手線
57	池袋駅前公園	2,966	1,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R 山手線
58	東池袋公園	3,222	1,200	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	環状5号の1	
59	日の出町公園	1,616	360	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	春日通り	J R 山手線
60	南池袋公園	7,812	960	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	J R 山手線

No	施設名	避難場所 番号	避難場所 ※1	救援セン ター	救出・救 助部隊の 活動拠点	災害時へ り緊急離 着陸場候 補地	地域内輸 送拠点	一次仮置 場	遺体収容 場所	応急仮設 住宅建設 用地	所在地
61	池袋西口公園							2,400			豊島区西池袋1-8-26
62	上り屋敷公園							900		510	豊島区西池袋2-14-2
63	西池袋公園							1,000		1,000	豊島区西池袋3-20-1
64	池袋本町公園							1,220		740	豊島区池袋本町1-27-1
65	朝日公園							660		600	豊島区巣鴨5-22-1
66	雑司が谷一丁目公園							350			豊島区雑司が谷1-36-3
67	椎名町公園									660	豊島区南長崎1-20-1
68	長崎公園							1,400			豊島区長崎3-25-15
69	上池袋東公園							960			豊島区上池袋1-30-20
70	染井よしの桜の里公園							780		780	豊島区駒込6-3-1
71	南長崎スポーツ公園									4,400	豊島区南長崎4-13-5
72	池袋本町電車の見える公園										豊島区池袋本町4-41
73	雑司が谷公園							2,300			豊島区雑司が谷2-12-1
74	としまどりの防災公園					6,600	6,600				豊島区東池袋4-42
75	西巣鴨体育場							3,048		750	豊島区西巣鴨4-22-19
76	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）										豊島区東池袋4-5-2ライズアリーナビル2F.3F
77	としまセンタースクエア										豊島区南池袋2-45-1としまエコミューゼタウン1F
78	としまエコミューゼタウン地区広場										豊島区南池袋2-45-1としまエコミューゼタウン1F

※1 避難場所の避難有効面積算定手順（東京都）に基づき算定した有効面積。

※2 改築工事中

※3 池袋本町小学校と池袋中学校の合算面積

※区は小中学校を救援センター（避難所）に指定しているため、「1 避難場所」や「2 一時集合場所」以外の用途には指定していない。

No	施設名	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	現況	所有者	連絡先	電気	ガス	上下 水道	電話	アクセス道路	その他のアクセスポイント
61	池袋西口公園	3,123	2,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R 山手線
62	上り屋敷公園	2,983	900	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	池袋劇場通り	J R 山手線
63	西池袋公園	8,691	1,000	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R 山手線
64	池袋本町公園	6,147	1,220	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
65	朝日公園	1,179	660	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	地下鉄三田線
66	雑司が谷一丁目公園	999	350	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
67	椎名町公園	5,113	660	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×		私鉄西武池袋線
68	長崎公園	3,643	1,400	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×		私鉄西武池袋線
69	上池袋東公園	4,046	960	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	JR山手線
70	染井よしの桜の里公園	2,705	780	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	白山通り	JR山手線
71	南長崎スポーツ公園	12,226	4,000	公園	豊島区	5988-9270	○	○	○	○	目白通り	地下鉄大江戸線
72	池袋本町電車の見える公園			公園	豊島区							
73	雑司が谷公園	8,653	2,300	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	目白通り	地下鉄副都心線
74	としまどりの防災公園	17,000	6,600	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	春日通り	地下鉄有楽町線
75	西巣鴨体育場	3,907	3,048	運動場	豊島区	3949-4440	○	×	○	○	白山通り	地下鉄三田線
76	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）	9377.28	2931.19	劇場	豊島区	5391-0751	○	×	○	○	都道音羽池袋線	地下鉄有楽町線
77	としまセンタースクエア	417.7	417.7	会議室	豊島区	3981-4439	○	×	×	×	都道音羽池袋線	地下鉄有楽町線
78	としまエコムーゼタウン地区広場	913.205	913.205	公開空地	豊島区等（共用部分）	3981-4439	×	×	×	×	都道音羽池袋線	地下鉄有楽町線

22. 固定系(同報系)無線屋外子局設置場所一覧

(令和6年1月1日)

管理番号	設置場所	所在地
1	駒込東公園	駒込1-22-1
2	駒込地域文化創造館	駒込2-2-2
3	駒込小学校	駒込3-13-1
4	駒込中学校	駒込4-5-1
5	仰高小学校	駒込5-1-19
6	駒込第一保育園	駒込7-7-22
7	巣鴨一丁目児童遊園	巣鴨1-2-8
8	江戸橋公園	巣鴨1-37-1
9	清和小学校	巣鴨3-14-1
10	朝日小学校	巣鴨5-33-1
11	西巣鴨さくらそう保育園	西巣鴨1-1-13
12	西巣鴨小学校	西巣鴨1-27-1
13	巣鴨北中学校	西巣鴨3-17-1
14	西巣鴨体育場	西巣鴨4-22-19
15	巣鴨公園	北大塚1-12-10
16	空蝉橋付近路上	北大塚2-3-9先
17	巣鴨小学校	南大塚1-24-10
18	南大塚公園	南大塚2-27-1
19	西巣鴨中学校	南大塚3-18-1
20	豊成小学校	上池袋1-18-24
21	区営上池袋二丁目アパート	上池袋2-25-3
22	区民ひろば上池袋	上池袋3-13-5
23	池袋第一保育園	上池袋3-39-11
24	池袋第一小学校	上池袋4-28-1
25	としま区民センター	東池袋1-20-15
26	帝京平成大学	東池袋2-50-4
27	としまみどりの防災公園	東池袋4-42-1
28	朋有小学校	東池袋4-40-1
29	南池袋一丁目公園	南池袋1-4-3
30	池袋駅東口前路上	南池袋1-28-1先
31	南池袋小学校	南池袋3-18-12
32	東武百貨店	西池袋1-15-2
33	西池袋そらいろ保育園	西池袋2-25-20
34	西池袋公園	西池袋3-20-1
35	西池袋中学校	西池袋4-7-1
36	ソシエ西池袋	西池袋5-15-7
37	池袋一丁目第二公園	池袋1-8-11
38	みらい館大明	池袋3-30-8
39	池袋小学校	池袋4-23-8

管理番号	設 置 場 所	所 在 地
40	学校法人豊昭学園	池袋本町2-10-1東京交通短期大学
41	池袋本町小学校・池袋中学校	池袋本町1-43-1
42	池袋本町三丁目児童遊園	池袋本町3-13-7
43	旧文成小学校	池袋本町4-36-1
44	雑司が谷一丁目公園	雑司が谷1-36-3
45	旧高田小学校	雑司が谷2-12-1
46	神田川河川敷豊橋付近	高田1-13-15先
47	高田公園	高田1-28-4
48	三信マンション	高田3-6-10
49	高田三丁目放射7号道	高田3-14-21先
50	千登世橋中学校	目白1-1-1
51	目白小学校	目白2-11-6
52	目白三丁目公園	目白3-15-17
53	目白四丁目旭出児童遊園	目白4-19-11
54	旧真和中学校	目白5-24-12
55	富士見台小学校	南長崎1-10-5
56	南長崎三丁目児童遊園	南長崎3-4-15
57	南長崎スポーツセンター	南長崎4-13-5
58	椎名町小学校	南長崎4-30-5
59	南長崎第一保青園	南長崎5-23-7
60	区民ひろば長崎	長崎2-27-18
61	長崎小学校	長崎2-6-3
62	長崎公園	長崎3-25-15
63	千川通り	長崎5-18-5先
64	明豊中学校	長崎5-31-29
65	千早第二公園	千早1-23-18
66	西部区民事務所	千早2-39-16
67	千早小学校	千早3-33-5
68	要小学校	要町2-3-20
69	要町三丁目児童遊園	要町3-17-11
70	豊島体育館	要町3-47-8
71	千川中学校	高松1-9-21
72	高松小学校	高松2-57-22
73	千川二丁目中央児童遊園	千川2-11-17
74	東池袋五丁目第2児童遊園	東池袋5-21-7
75	上り屋敷公園	西池袋2-14-2
76	南大塚からたち公園	南大塚2-5-1

23. 豊島区防災行政無線設備

(令和6年1月1日現在)

種類 設備等	I P 無 線	固 定 系
用途及び機能	区及び区内防災機関との災害情報の受発信及び指令並びに伝達についてグループ毎交信するほか、全一斉伝達の機能を持つ。	屋外拡声器や戸別受信機を介して、区役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝える。警報・注意報等の地域、設置機関別に分けて発信できる他、全一斉伝達の機能を持つ。
周波帯及び出力	NTTドコモの3G/LTE, auのLTE データ回線	60MHZ 帯 3W 1回線 280MHZ 帯 最大10W 1回線
基地局の設備		統制卓 1基 庁内送信所 1基
移動局・子局の設備	移動局 280局	屋外拡声子局 76 基 【参照:2-3 固定系(同報系)無線屋外子局設置場所一覧】 戸別受信機 654局 地域防災組織 373 民間学校 32 区施設 (救援センター含む) 161 指定管理施設等 46 防災危機管理課保管分 42

24. 災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式

様式1(報告様式)

(1) 気象情報

台風第 号(第 報)

気象庁発表	月 日 時 分
位 置	時 分現在の位置 北緯 度 分 東経 度 分
中心示度	ヘクトパスカル 中心附近の最大風速 メートル
半 径	
進 路	
速 度	毎 時 キロメートル
備 考	

(2) 水象情報

月 日 時現在

調査項目	観測地名		
	事項		
水 位	最 高 水 位	m	
	平 均 水 位	m	
	最 大 流 量	m ³ /sec	
	平 均 流 量	m ³ /sec	
潮 位	最 高 潮 位	A.P(+)	m
	平 均 潮 位		m
	潮 位 偏 差		m
雨 量	最 大 時 雨 量	時~ 時	mm
	最大24時間雨量		mm
	最大2日雨量		mm

(3) 人家屋被害

月 日 時現在

項目	区分	単 位	被 害		主たる地域名	備 考
			数 量	金 額(千円)		
人	死 者	人		/		
	行 方 不 明	//				
	重 傷	//				
	軽 傷	//				
	計	//				
住 家	全 壊	棟(戸)				
	半 壊	//				
	流 失	//				
	床 上 浸 水	//				
	床 下 浸 水	//				
	一 部 破 損	//				
	計	//				
非 住 家	全 壊	//				
	半 壊	//				
	計	//				

(4) 医療施設被害

月 日 時現在

調査項目	事項	数量	被害額推定		備考	
			建物	金額		
病院	公立	全壊(焼)	件	m ²	千円	
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
	私立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
診療所	公立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
	私立	全壊(焼)				
		流失				
		半壊(焼)				
		浸水				
		その他				
計						

(5) 商工業被害

月 日 時現在

調査項目	事 項	数 量	被害額推定		備 考
			建 物	金 額	
工 場	全 壊(焼)	件	㎡	千円	
	流 失				
	半 壊(焼)				
	浸 水				
	その他				
商 店	全 壊(焼)				
	流 失				
	半 壊(焼)				
	浸 水				
	その他				
そ の 他	全 壊(焼)				
	流 失				
	半 壊(焼)				
	浸 水				
	その他				
計					

(6) 公共土木施設被害

月 日 時現在

調査項目	調 査 対 象		被害内容	被害数量	被 害 金 額 (推 定)	工事種別	速報事項
	施 設 名	位 置					
河 川	〇〇〇川		か所	m	千円		○
	〇〇〇川						
海 岸							○
砂 防							
道 路							○
橋 梁							○

(1)各項目について具体的内容を必要とするときは、別紙により報告すること。

(2)種別は、区、都、国の別を記入すること。

(7) 氾濫河川(海岸)報告

調査項目	河川海岸名	
	事項	
浸水区域	位置	
	図示番号	
	浸水の直接原因	
	浸水面積	流失
		埋没
計		

本報告は、図面を添付して次の内容を記入する。

- (1)破堤、決壊場所と氾濫給水の流れる方向を青緑で記入する。
- (2)最大浸水深、浸水日数を主要地点ごとに記入する。
- (3)土砂埋没地域は褐色で示し、最大堆積深を記入する。

(8) 教育施設被害

調査項目	事項	数量	被害額推定	備考
小学校	全壊(焼)	校	千円	
	流出			
中学校	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			

(1)報告は、公、私立の別に記入すること。

(9) 区有財産被害

被害物件名	件数	被害額推定	備考

(10) 水防活動

月 日 時現在

◎活動地区名	◎活動期(時)間	活動態勢											◎活動内容
		◎人員		車両			舟艇			資器材			
		職員	その他	車名	数量	調達保有別	舟名	数量	調達保有別	品名	数量	調達保有別	
	自				実			実					
	至				延			延					
区○○地○○か所	自	実			実			実					
	至	延			延			延					

- (1)速報及び中間報告には、◎印の事項のみ報告のこと。この際「活動期(時)間」欄の至の項は活動終了予定とする。
- (2)活動内容は、応急措置状況等を記入のこと。
- (3)人員欄「その他」の項には協力機関の職員数の備上人員等に区分すること。

(11) 避難収容状況

月 日 時現在

施設名	活動期間	配備人員		収容状況									備考	
		職員	その他	男			女			乳児	要医療人員	要助産		
				大人	小人	計	大人	小人	計					

- (1) 収容状況の人員については速報の際は現在数、決定報告は累計(取扱人員数)を報告のこと。
- (2) 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と備上人員等に区分すること。
- (3) 乳児は外書きとする。
- (4) 要医療人員、要助産人員は内書とする。
- (5) 小人とは中学生以下(14才以下)とする。

(12) 救助物資等給与状況

月 日 時現在

給(輸送先)	活動期間	活動内容								給与内容				
		◎人員		車両			舟艇			品名	数量	調達保有別		
		職員	その他	社名	数量	調達保有別	舟名	数量	調達保有別					
	自至	実延			実延				実延					
	自	実延			実延				実延					
○他 ○避難所		実延			実延				実延					

- (1) 中間報告は、◎印の事項のみ報告のこと。
- (2) 人員欄「その他」の項には協力機関の職員数と備上人員等に区分すること。

(13) 物資経理状況

					月	日	時現在
品名	保有高	受入数	払出数	残高	備考		

(1)速報は不足見込の品名についてのみ報告のこと。

25. 被害調査の認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

※住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

※損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

26. 区市町村別災害救助法適用基準表

区市町村		人口	基準		区市町村		人口	基準		
			1号	2号				1号	2号	
区	千代田区	66,680	80	40	多摩地域	国分寺市	129,242	100	50	
	中央区	169,179	100	50		国立市	77,130	80	40	
	港区	260,486	100	50		福生市	56,414	80	40	
	新宿区	349,385	150	75		狛江市	84,772	80	40	
	文京区	240,069	100	50		東大和市	83,901	80	40	
	台東区	211,444	100	50		清瀬市	76,208	80	40	
	墨田区	272,085	100	50		東久留米市	115,271	100	50	
	江東区	524,310	150	75		武蔵村山市	70,829	80	40	
	品川区	422,488	150	75		多摩市	146,951	100	50	
	目黒区	288,088	100	50		稲城市	93,151	80	40	
	大田区	748,081	150	75		羽村市	54,326	80	40	
	世田谷区	943,664	150	75		あきる野市	79,292	80	40	
	渋谷区	243,883	100	50		西東京市	207,388	100	50	
	中野区	344,880	150	75		計	4,234,381			
	杉並区	591,108	150	75		瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	31,765	60	30	
	豊島区	301,599	100	50			16,958	50	25	
	北区	355,213	150	75			2,003	30	15	
	荒川区	217,475	100	50			4,750	40	20	
	板橋区	584,483	150	75			計	55,476		
	練馬区	752,608	150	75			大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	7,102	40	20
足立区	695,043	150	75	327	30	15				
葛飾区	453,093	150	75	2,441	30	15				
江戸川区	697,932	150	75	1,855	30	15				
計	9,733,276			2,273	30	15				
多摩地域	八王子市	579,355	150	75	323	30		15		
	立川市	183,581	100	50	7,042	40		20		
	武蔵野市	159,149	100	50	169	30		15		
	三鷹市	195,391	100	50	2,929	30		15		
	青梅市	133,535	100	50	計	24,461				
	府中市	262,790	100	50	都計	14,047,594				
	昭島市	113,949	100	50						
	調布市	242,614	100	50						
	町田市	431,079	150	75						
	小金井市	126,074	100	50						
小平市	198,739	100	50							
日野市	190,435	100	50							
東村山市	151,815	100	50							

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、令和2年10月1日現在国勢調査による。

27. 救助の程度・方法及び期間

救助の種類	内 容
避難所	<p>イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。</p> <p>ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり340円以内とすること。</p> <p>ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> <p>ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。</p> <p>ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。</p>
応急仮設住宅	<p>イ 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、677万5千円以内とすること。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。</p> <p>(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。</p> <p>(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。</p> <p>(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。</p> <p>ロ 賃貸型応急住宅</p> <p>(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。</p> <p>(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。</p>
炊き出し その他による食品の 給与	<p>イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,230円以内とすること。</p> <p>ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。</p>

救助の種類	内 容																																										
飲料水の供給	<p>イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。</p>																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。</p> <p>イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="400 936 1391 1220"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>一人世帯の額</th> <th>二人世帯の額</th> <th>三人世帯の額</th> <th>四人世帯の額</th> <th>五人世帯の額</th> <th>世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>19,200円</td> <td>24,600円</td> <td>36,500円</td> <td>43,600円</td> <td>55,200円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,800円</td> <td>41,100円</td> <td>57,200円</td> <td>66,900円</td> <td>84,300円</td> <td>11,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="400 1258 1391 1503"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>一人世帯の額</th> <th>二人世帯の額</th> <th>三人世帯の額</th> <th>四人世帯の額</th> <th>五人世帯の額</th> <th>世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> <td>12,600円</td> <td>15,400円</td> <td>19,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,100円</td> <td>13,200円</td> <td>18,800円</td> <td>22,300円</td> <td>28,100円</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>	季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額	夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円	冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円	季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額	夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円	冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額																																					
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円																																					
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円																																					
季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額																																					
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円																																					
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円																																					
医療	<p>イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。</p> <p>ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。</p> <p>ハ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p> <p>ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合</p>																																										

救助の種類	内 容
	<p>は協定料金の額以内とすること。</p> <p>ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。</p>
助産	<p>イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給</p> <p>ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。</p> <p>ニ 助産を実施できる期間は、災害が発生した日から7日以内とすること。</p>
獣医療	<p>イ 飼い主が不明な被災動物の獣医療(獣医師)</p> <p>ロ 獣医療のため支出できる費用は獣医師の派遣費用、動物救護活動に用いた医薬品等の物資の経費。ただし、飼い主の明らかな動物に関する経費については、飼い主の負担とする。</p> <p>ハ 獣医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。</p>
被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。</p> <p>二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日(72時間)以内とすること。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の経費)</p> <p>一 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。</p> <p>二 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とすること。</p> <p>三 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。</p> <p>(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</p> <p>一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。</p> <p>(1) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p> <p>(2) (1)に掲げる世帯以外の世帯706,000円</p> <p>三 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内(緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了すること。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。</p> <p>三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とするこ五頁と。</p> <p>イ 生業費一件当たり30,000円</p> <p>ロ 就職支度費一件当たり15,000円</p> <p>四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。</p> <p>イ 貸与期間2年以内</p> <p>ロ 利子無利子</p> <p>五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了</p>

救助の種類	内 容
学用品の 給与	<p>しなければならないこと。</p> <p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。</p> <p>イ 教科書及び正規の教材</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>ニ その他の学用品</p> <p>三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。</p> <p>イ 教科書及び正規の教材代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費及びその他の学用品</p> <p>(1) 小学校児童 一人当たり 4,500円</p> <p>(2) 中学校生徒 一人当たり 5,000円</p> <p>(3) 高等学校等生徒 一人当たり 5,600円</p> <p>四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。</p>
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、実際に埋葬を実施するものに対して行うものであること。</p> <p>二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とすること。</p> <p>四 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>
死体の搜索 及び処理	<p>一 死体の搜索</p> <p>イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>ハ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p> <p>二 死体の処理</p> <p>イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。</p>

救助の種類	内 容
	<p>ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,500円以内とすること。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,500円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。</p> <p>ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>
障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。</p> <p>二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が138,700円以内とすること。</p> <p>三 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。</p>
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。</p> <p>イ被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援</p> <p>ロ医療及び助産</p> <p>ハ被災者の救出</p> <p>ニ飲料水の供給</p> <p>ホ死体の捜索</p> <p>ヘ死体の処理</p> <p>ト救済用物資の整理配分</p> <p>二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること</p>

28. 災害救助関連必要帳票一覧

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1. 救助総括担当	体制整備	事前の体制整備に要するもの	1. 災害救助実施組織表 2. 被害状況調査実施組織表 3. 世帯別被害状況調査表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	1. 被害状況集計表 2. 被災者台帳 3. 世帯構成員別被害状況
	災害報告	災害報告に伴うもの	1. 速報 2. 発生報告 3. 中間報告 4. 決定報告 5. 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救助実施	救助の実施に伴うもの	1. 救助日報 2. 被災世帯状況調 3. 救助物資購入(配分)計画表
	繰替支弁金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1. 災害救助費概算交付申請書 2. 災害救助費精算交付申請書
2. 被害状況調査担当		1. 世帯別被害状況調査表 2. 被害状況集計表 3. 世帯構成員別被害状況	
3. 各担当共通の参考様式等	救助実施	1. 救助実施記録日計表 2. 救助関係物資等支払簿 3. 救助に関する支出関係証拠書類 4. 輸送記録簿 5. 人夫雇上台帳 6. 引渡書 7. 受領書………(※別紙物資引渡書)	
	救助事務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等(救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。)	
4. 避難所設置運営担当		1. 救助実施記録日計表 2. 避難所物資受払簿 3. 避難所設置状況及び収容状況 4. 避難所設置に要した支払証拠書類 5. 避難所設置に要した物品受払証拠書類	
5. 炊出し等食品給与担当		1. 救助実施記録日計表 2. 食品等給与物品受払簿 3. 炊き出し給与状況 4. 食糧等購入代金支払証拠書類 5. 食品給与のための物品受払証拠書類	
6. 飲料水供給担当		1. 救助実施記録日計票 2. 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品等支払簿 3. 飲料水の供給簿 4. 飲料水供給のための支払証拠書類	
7. 被服・寝具等生活必需品給与担当		1. 救助実施記録日計表 2. 物資受払簿 3. 物資給与状況 4. 物資購入関係支払証拠書類 5. 備蓄物資払出証拠書類	
		物資購入(配分)のための参考様式	1. 世帯構成員別被害状況 2. 救助物資購入(配分)計画表
8. 医療救護担当	救護班	1. 救助実施記録日計表 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況	
	本部医療班	1. 救助実施記録日計表 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況(写) 4. 病院・診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 5. 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
9. 助産担当(医療救護班)		1. 救助実施記録日計表 2. 衛生材料受払簿 3. 助産台帳 4. 助産関係支出証拠書類	
10. 救出担当		1. 救助実施記録日計表 2. 被災者救出用機械器具燃料受払簿 3. 被災者救出状況記録簿 4. 被災者救出関係支払証拠書類	

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
11. 応急仮設住宅設営担当	委託工事による場合	1. 救助実施記録日計表 2. 応急仮設住宅台帳 3. 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4. 応急仮設住宅使用貸借契約書	5. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6. 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
	直営工事	上記の外 1. 工事材料受払簿	2. 大工、人夫等出勤簿 3. 輸送記録簿
	特別基準設定	(設置戸数引上げに要する参考様式) 1. 被災住宅状況調 2. 全壊世帯に対する住宅復旧計画 3. 応急仮設住宅入居予定者名簿	
12. 被災住宅の応急修理担当	委託工事による場合	1. 救助実施記録日計表 2. 住宅の応急修理記録簿	3. 住宅応急修理関係支払証拠書類
	直営工事	上記の外 1. 工事材料受払簿	2. 大工、人夫等出勤簿 3. 輸送記録簿
	特別基準設定	(修理戸数引上げに要する参考様式) 1. 被災住宅状況調 2. 半壊世帯に対する住宅復旧計画 3. 住宅の応急修理予定者名簿	
13. 学用品等給与担当		1. 救助実施記録日計表 2. 学用品給与状況	3. 学用品購入関係支払証拠書類 4. 備蓄物資払出証拠書類
		学用品購入(配分)のための参考様式	1. 学年別児童生徒数調査表(調査表及び調査方法は任意) 2. 学用品購入(配分)計画表 3. 学用品受払簿
14. 死体の搜索担当		1. 救助実施記録日計表 2. 搜索用機械器具燃料等受払簿	3. 搜索状況記録簿 4. 死体搜索用支払証拠書類
15. 死体の処理担当		1. 救助実施記録日計表 2. 死体処理台帳	3. 死体処理費関係支払証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
16. 死体の埋葬担当		1. 救助実施記録日計表 2. 埋葬台帳	3. 埋葬費支出関係証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
17. 障害物除去担当		1. 救助実施記録日計表 2. 障害物の除去の状況	3. 障害物除去支出関係証拠書類 4. その他必要な書類、帳簿等
		障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式	1. 被災住宅状況調 2. 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3. 障害物除去対象者名簿
輸送・人夫関係協力担当	18. 輸送担当	1. 救助実施記録日計表 2. 輸送記録簿	3. 燃料及び消耗品受払簿 4. 輸送関係支払証拠書類
	19. 労務供給担当	1. 救助実施記録日計表 2. 人夫雇上げ台帳	3. 人夫賃関係支払証拠書類
救助協力担当	20. 物資調達担当	1. 物資等購入(配分)計画表 2. 物資調達関係支払証拠書類 3. 物資受払簿	4. 引渡書 5. 受領書
	21. 救援物資等受付配分担当	1. 救援物資等受付簿(様式任意) 2. 救援物資等配分計画表 3. 物資受払簿 4. 引渡書	5. 受領書 6. 輸送記録簿 7. 人夫雇上げ台帳

※別紙（甲） 物資引渡書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">引 渡 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">引渡責任者 職氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記物品を引き渡すので受領されたい。</p> <p>1 引渡場所</p> <p>2 引渡時間 年 月 日 時 分</p> <p>3 引渡物品 下記のとおり</p>			
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考

※別紙（乙） 物資受領書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">受領責任者 職氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記物品を確かに受領した。</p> <p>1 受領場所</p> <p>2 受領時間 年 月 日 時 分</p> <p>3 受領物品 下記のとおり</p>			
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考

2. 災害報告の様式（都総務局）

災害報告様式

No. 1 被害概況速報

地区名 _____

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
		行方不明						
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
	床下浸水	世帯						
人員								
災害発生年月日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

被害別	世帯構成員別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計	小学生	中学生	高校生
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯				
全壊・全焼															
流失															
半壊・半焼															
床上浸水															

No. 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			員数内識別表のとおり
(5) 医療費及び助産費	延 人			
医療費	延 人			
助産費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			員数内識別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書 円
中学校生徒	人			うち教科書 円
高等学校等生徒	人			うち教科書 円
(10) 埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11) 死体の搜索費	体			
(12) 死体の処理費	体			
(13) 障害物の除去費	世帯			
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
2 実費弁償費	人			
3 扶助費	件			
4 損失補償費	件			
5 法第34条の補償費				
6 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

別 表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上 世帯	計	小学生	中学生	高校生
	全壊(焼) 流出													
半壊(焼) 床上浸水														

日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	区市町村
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 _____ 印
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
No. _____					月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
員数（世帯）					
品目（数量・金額）					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

救助総括様式

No.2 救 助 日 報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊(焼)世帯数	()世帯	
	既存建物	箇所数	箇所			流失世帯数	点	
		収容人員	人		半壊半焼世帯数	()世帯		
	野外仮設	箇所数	箇所		床上浸水世帯数	点		
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班	
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊き出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		救助終了予定月日	月 日		
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員	人		
終了予定日		月 日	今後救出を要する人員	人				
給水方法			救出終了予定月日	月 日				
学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体	
	小学生	全壊(焼)世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体	
		半壊(焼)世帯	()人			死体縫合	体	
		床上浸水世帯	点			死体消毒	体	
	中学生	全壊(焼)世帯	()人		死体保存	既存建物利用		ヶ所
		半壊(焼)世帯	()人			仮設建物		ヶ所
	高校生	全壊(焼)世帯	()人		死体処理機関			
		半壊(焼)世帯	()人		今後処理を要する死体		体	
床上浸水世帯		点						

	翌日への繰越量		点		死体処理終了予定月日	月	日	
埋	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸	
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数		(計戸)	戸
		小人	体		今後除去する戸数			戸
		計	体		除去終了予定月日		月	日
	翌日以降の要埋葬数		体		輸	公用車使用		台
	埋葬終了予定月日		月	日		借上車使用		台
			送	救助の種類				
死体の搜索	死体	搜索を要する死体		体	人夫雇上げ数		人	
		本日発見死体		体	従事作業			
		今後の要搜索死体		体		その他		
搜索地区				人				
搜索の方法								
搜索終了予定月日		月	日	夫				
仮設住宅	着工月日	戸	月		日			
	竣工月日	戸	月	日				
住宅修理	着工月日	戸	月	日	備考			
	竣工月日	戸	月	日				

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救 助 措 置				救助費 (千円)	
福祉保健局	避 難 所	カ所・人					
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸					
保健医療局	炊 出 し	カ所・人					
水 道 局	飲 料 水	人					
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流出 世帯	半壊・床上 世帯				
保健医療局	医 療	救 護 班 班	病院診療所 カ所	診療人員 人			
	助 産	カ所・人					
警 視 庁 東京消防庁	救 出	人					
住宅政策本部	住 宅 の 修 理	戸					
教 育 庁	学 用 品	教 科 書	小学生	人	学 用 品	小学生	人
			中学生	人		中学生	人
建 設 局	埋 葬	大人	体	小人	体		
総 務 局	死 体 捜 索	体					
保健医療局	死 体 の 処 理	洗浄 体	消毒 体	保存 体	検案 体		
建 設 局	障 害 物 の 除 去	戸					
各 局	輸 送	台					
	人 夫	人					
	法34条の補償						
	事 務 費						

29. 緊急通行車両確認申出書の提出をしている車両一覧

(令和6年1月1日現在)

所属課	車両登録№(車種)	所属課	車両登録№(車種)	
総務部 防災危機管理課	練馬 480 け 8586 (軽ワゴン)	保健福祉部 池袋保健所	練馬 480 う 7699 (軽ワゴン)	
	練馬 480 か 1940 (軽ワゴン)		練馬 500 ら 8170 (ステーションワゴン)	
	練馬 800 せ 894	都市整備部 建築課	練馬 580 た 6906 (軽ワゴン)	
総務部 財産運用課	練馬330 に 1409 (ステーションワゴン)		練馬 580 す 9575 (軽ワゴン)	
	練馬302 さ 3814 (乗用車)		練馬 580 す 9576 (軽ワゴン)	
	練馬302 せ 7553 (ステーションワゴン)		練馬 580 す 8553 (軽ワゴン)	
	練馬502 す 3127 (乗用車)		練馬 580 ち 1887 (軽ワゴン)	
練馬200 さ 985 (キャブオーバ)	都市整備部 土木管理課	練馬 500 め 1291 (ステーションワゴン)		
環境清掃部 環境保全課		乗用車480 こ 9937 (軽自動車 バン(電気自動車))	練馬 800 あ 1667 (軽リフト車)	
		練馬 800 せ 3918	練馬 400 な 728 (トラック)	
環境清掃部 ごみ減量推進課		練馬483 く 530 (軽自動車(電気自動車))	練馬 400 な 2574 (トラック)	
環境清掃部 清掃事務所	練馬 583 あ 2201 (軽ワンボックス)	都市整備部 道路整備課	練馬 480 す 136 (軽 貨物バン)	
	練馬 501 ゆ 6059 (乗用車)		練馬 400 て 8993 (バン)	
	練馬 480 い 9024 (軽ワンボックス)		練馬 400 て 8555 (2tダンプ)	
	練馬 480 こ 1207 (軽ワンボックス)		練馬 40 る 9902 (軽四輪貨物)	
	練馬 480 こ 1211 (軽小型平ボディ車)		練馬 400 の 6753 (ダブルキャブ)	
	練馬 480 け 6574 (軽小型ダンプ車)		練馬 480 さ 6364 (軽四輪貨物)	
	練馬483 き 2002 (軽小型平ボディ車)		練馬 480 さ 6365 (軽四輪貨物)	
	練馬 480 か 6713 (軽小型平ボディ車)		練馬 480 う 1214 (軽 貨物 ダンプ)	
	練馬480 き 4419 (軽小型平ボディ車)		練馬 400 の 6754 (ダブルキャブ)	
	練馬 480 く 745 (軽小型ダンプ車)		練馬 580 さ 4509 (箱型軽ワゴン)	
	練馬 480 く 8065 (軽小型ダンプ車)		都市整備部 公園緑地課	練馬400 た 1636 (トラック)
	練馬 480 け 2085 (軽小型ダンプ車)			練馬400 ね 3634 (ダブルキャブ)
	練馬 483 け 1802 (軽小型ダンプ車)			練馬580 ち 5196 (箱型軽ワゴン)
	練馬 480 き 4417 (軽小型ダンプ車)			練馬480 さ 3998 (軽ダンプ)
環境清掃部 清掃事務所	練馬483 あ 1903 (軽小型ダンプ車)	練馬580 ち 8902 (箱型軽ワゴン)		
	練馬483 い 2202 (軽小型ダンプ車)	練馬480 さ 7836 (軽トラック)		
	練馬483 い 2351 (軽小型ダンプ車)	練馬480 さ 8984 (軽トラック)		
	練馬 800 す 212 (小型プレス車)	練馬400 の 7215 (3tダンプ)		
	練馬 830 す 1801 (小型プレス車)	練馬400 の 8573 (バン)		
	練馬 800 せ 51 (小型プレス車)	練馬480 す 8332 (軽ダンプ)		
	練馬 800 せ 700 (小型プレス車)	練馬580 ち 8901 (軽ワゴン)		
	練馬 800 せ 1336 (小型プレス車)	練馬580 て 3309 (軽ワゴン)		
	練馬830 す 1901 (小型プレス車)	教育委員会 学校施設課	練馬480 さ 2590 (軽ワゴン)	
	練馬830 す 1902 (小型プレス車)		区議会事務局 議会総務課	練馬301 ゆ 4370 (乗用車)
	練馬 800 す 6870 (小型プレス車)			
	練馬 800 す 6871 (小型プレス車)			
	練馬 800 す 7488 (小型プレス車)			
	練馬830 つ 2001 (小型プレス車)			
練馬 800 す 8253 (小型プレス車)				
練馬 800 す 9024 (小型プレス車)				
練馬 800 す 9518 (小型プレス車)				
練馬 800 す 8723 (小型プレス車)				

30. 車両調達請求書の様式

様式1

車 両 調 達 請 求 書
年 月 日

請求課		庶務課	
課長	部長	課長	部長

請 求 者	部 課 係・職 氏名 印
使 用 日 時	自 時 分 至 時 分
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用
引 渡 場 所	
車種及び数量	
摘 要	

(注) 目的が終了したときは、請求者は災対総務部庶務課へ直ちに終了時間等について連絡すること。

31. 緊急通行事前届出車両(区)－災害時応急対策従事車両

(令和6年1月1日現在)

部 別	応急対策	応 急 活 動 等 (届出済証－桃色)	物 資 輸 送 等 (届出済証－白色)	計
総 務 部		5	3	8
環 境 清 掃 部			34	34
保 健 福 祉 部		1	1	2
都 市 整 備 部		5	27	32
教 育 委 員 会			1	1
区 議 会 事 務 局			1	1
合 計		11	67	78

※ 詳細は、資料編 P61「29 緊急通行車両確認申出書の提出をしている車両一覧」参照

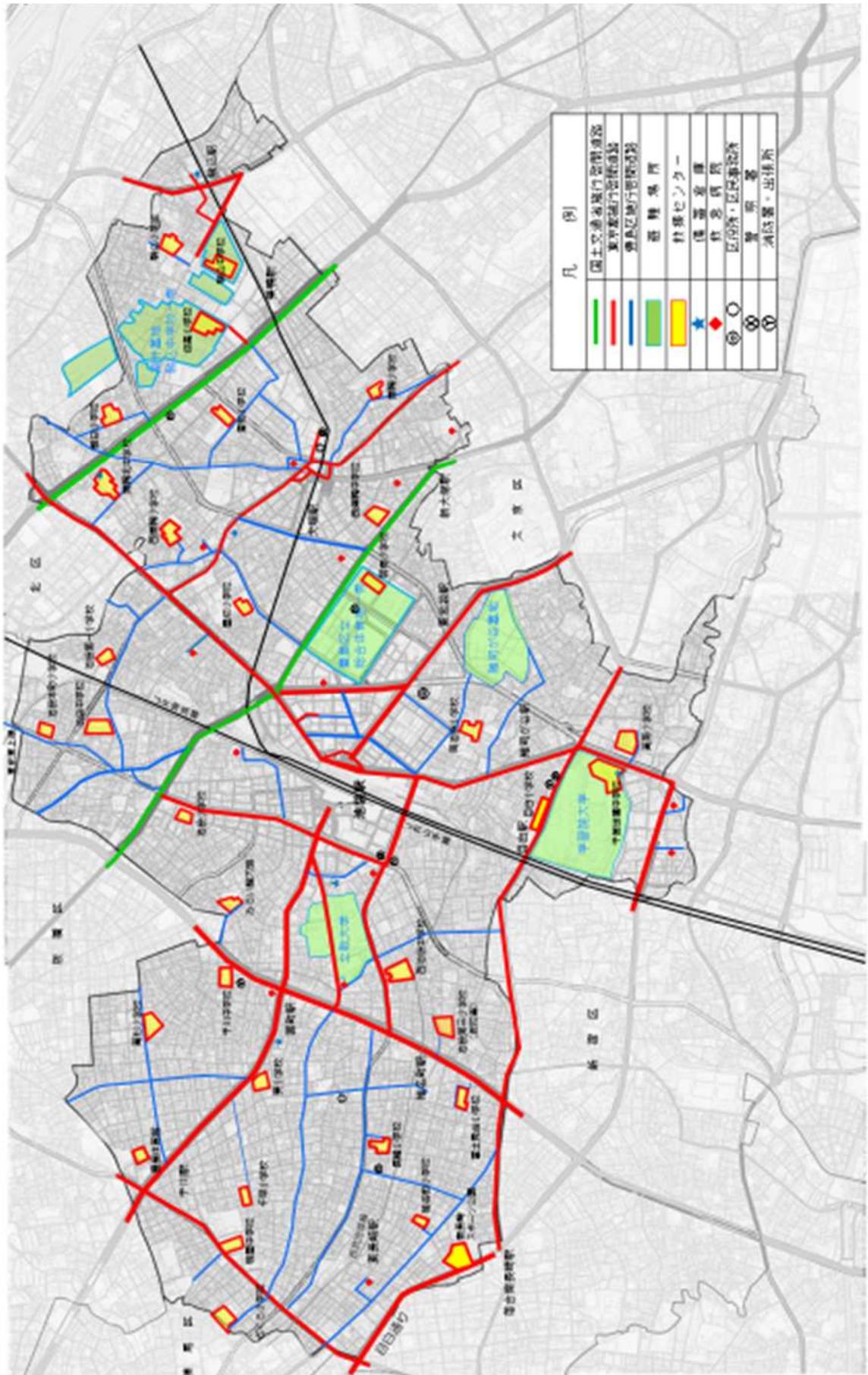
32. ヘリコプター機種別発着場基準及び表示要領

区分	条件	標 準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J (中型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領		<ol style="list-style-type: none"> 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる <ol style="list-style-type: none"> 布製 風速25m/秒に耐えられる強度

機種	ペイロード	担架数
OH6D	約 350 kg	
UH-1H(J)	約 800 kg (850 kg)	
UH60J	約 2,200 kg	
CH-47JA	約 4,800 kg	
ペイロードの条件	高度 0m、気温 15℃、燃料満タン・増槽なし (CH47JA は 4 時間半飛行可能な燃料)	

33. 緊急道路障害物除去路線網図

豊島区内緊急道路障害物除去路線網図



34. 現有消防力(区内)

(令和6年1月1日現在)

消防職員	消防団員	ポンプ車	救急車	救助車	はしご車	その他 の車	団用可搬 ポンプ
人 391	人 427	台 14(4)	台 9(2)	台 1	台 2	台 12	台 21

()内は非常用車両で内数

3 5 福祉救援センター(介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧

(令和6年1月1日現在)

1 介護型 (10 施設)

No.	施設	所在地	電話
1	特別養護老人ホーム菊かおる園	西 巢 鴨2-30-19	3 5 7 6 - 2 2 6 6
2	特別養護老人ホーム山吹の里	高 田3-37-17	3 9 8 1 - 5 0 5 1
3	特別養護老人ホーム風かおる里	南 長 崎6-15-6	5 9 8 2 - 1 0 2 1
4	特別養護老人ホームアトリエ村	長 崎4-23-1	5 9 6 5 - 3 4 0 0
5	特別養護老人ホーム池袋ほんちょうの郷	池袋本町1-29-12	3 9 7 1 - 6 5 4 1
6	特別養護老人ホームゆたか苑	長 崎3-26-4	3 9 5 9 - 2 1 2 9
7	特別養護老人ホームシオンとしま	池 袋1-4-11	3 9 8 4 - 7 4 7 7
8	特別養護老人ホーム池袋敬心苑	南 池 袋3-7-8	5 9 5 8 - 1 1 6 5
9	特別養護老人ホーム千川の杜	要 町3-54-9	5 9 1 7 - 0 3 7 0
10	特別養護老人ホーム東池袋桑の実園	東 池 袋5-39-18	5 9 2 8 - 1 3 6 0

2 障害型 (9 施設)

No.	施設	所在地	電話
1	心身障害者福祉センター	目 白5-18-8	3 9 5 3 - 2 8 1 1
2	駒込福祉作業所	駒 込4-7-1	3 9 1 0 - 2 6 7 0
3	目白福祉作業所	目 白5-18-8	3 9 5 3 - 4 1 9 5
4	駒込生活実習所	駒 込4-7-1	3 9 1 0 - 2 3 0 1
5	目白生活実習所	目 白5-18-8	3 9 5 3 - 4 1 9 4
6	都立大塚ろう学校	巢 鴨4-20-8	3 9 1 8 - 3 3 4 7
7	いけぶくろ茜の里	池 袋4-15-10	5 9 6 0 - 5 2 3 1
8	雑司谷デイサポートセンター	南 池 袋3-7-8	5 9 5 8 - 1 1 6 5
9	福祉ホームさくらんぼ	西 池 袋3-8-20	5 3 9 6 - 9 5 8 1

3 子育て支援・乳幼児対応型（18施設）

No.	施設	所在地	電話
1	駒込第一保育園	駒込7-7-22	3917-0644
2	巣鴨第一保育園	巣鴨3-15-20	3910-8900
3	西巣鴨第三保育園	西巣鴨1-2-14	3940-2341
4	東池袋第二保育園	東池袋2-34-1	3988-3570
5	西池袋第二保育園	西池袋4-22-18	3957-7521
6	池袋第一保育園	上池袋3-39-11	3916-8568
7	池袋第二保育園	池袋本町3-4-5	3987-4648
8	池袋第五保育園	池袋3-26-22	3987-4653
9	高南保育園	高田1-24-14	3987-6845
10	目白第一保育園	目白5-18-2	3953-2293
11	目白第二保育園	目白2-23-9	3986-6261
12	南長崎第一保育園	南長崎5-23-7	3952-6375
13	南長崎第二保育園	南長崎2-3-21	3952-4761
14	長崎保育園	長崎3-7-7	3955-6171
15	要町保育園	要町3-17-11	3955-6141
16	高松第二保育園	高松1-7-13	3955-8421
17	東部子ども家庭支援センター	上池袋2-35-22	5980-5275
18	西部子ども家庭支援センター	千早4-6-14	5966-3131

4 補助救援センター（48施設）

No.	施設	所在地	電話
1	区民ひろば仰高	駒 込4-12-3	5 9 0 7 - 3 4 7 1
2	区民ひろば駒込	駒 込2-2-4	3 9 1 7 - 9 8 7 3
3	区民ひろば南大塚(仮移転中)	南 大 塚2-36-2	5 9 7 6 - 4 3 9 9
4	区民ひろば清和第一	巢 鴨3-15-20	5 9 7 4 - 5 4 6 4
5	区民ひろば清和第二	巢 鴨3-13-12	5 9 6 1 - 5 7 5 6
6	区民ひろば西巢鴨第一	西 巢 鴨2-35-3	3 9 1 8 - 4 1 9 7
7	区民ひろば西巢鴨第二	西 巢 鴨2-14-11	3 9 1 5 - 2 3 7 9
8	区民ひろば朋有	東 池 袋2-38-10	3 9 7 1 - 0 7 8 1
9	区民ひろば朝日	巢 鴨5-33-21	5 9 7 4 - 0 5 6 6
10	区民ひろば豊成	上 池 袋1-28-7	5 9 6 1 - 3 4 9 4
11	区民ひろば上池袋	上 池 袋3-13-5	3 5 7 6 - 6 9 1 6
12	区民ひろば池袋本町	池袋本町3-9-4	3 9 8 6 - 0 0 4 1
13	区民ひろば西池袋	西 池 袋2-37-4	3 9 8 0 - 0 0 8 8
14	区民ひろば池袋	池 袋 4-21-10	3 9 8 2 - 9 6 5 8
15	区民ひろば南池袋	南 池 袋3-5-12	3 9 8 4 - 5 8 9 6
16	区民ひろば高南第一	高 田2-11-2	3 9 8 8 - 8 6 0 1
17	区民ひろば高南第二	高 田3-38-7	3 9 8 7 - 6 6 0 0
18	区民ひろば目白	目 白2-20-26	5 9 5 6 - 5 8 7 1
19	区民ひろば長崎(仮移転中)	長 崎2-29-19 ハイツ東洋1F	3 5 5 4 - 4 4 1 1
20	区民ひろば要	要 町1-5-1	3 9 7 2 - 6 3 3 8
21	区民ひろば椎名町	南 長 崎 4-29-10	3 9 5 0 - 3 0 4 2
22	区民ひろば富士見台	南 長 崎1-6-1	3 9 5 0 - 6 8 7 1
23	区民ひろば千早	要 町3-7-10	3 9 5 9 - 2 2 8 1
24	区民ひろば高松	高 松2-25-9	3 9 7 3 - 0 0 3 2
25	区民ひろばさくら第一	南 長 崎6-20-15	3 9 5 0 - 8 6 7 6
26	区民ひろばさくら第二	長 崎6-37-11	3 9 5 8 - 8 4 5 3
27	ジャンプ東池袋	東 池 袋2-38-10	3 9 7 1 - 4 9 3 1
28	ジャンプ長崎	長 崎2-24-13	3 9 7 2 - 0 0 3 5
29	西巢鴨幼稚園	西 巢 鴨2-14-11	3 9 1 5 - 8 1 3 1
30	池袋幼稚園	池 袋3-30-22	3 9 8 6 - 8 2 3 3
31	南長崎幼稚園	南 長 崎4-12-7	3 9 5 0 - 2 8 6 1
32	駒込地域文化創造館	駒 込2-2-2	3 9 4 0 - 2 4 0 0
33	巢鴨地域文化創造館	巢 鴨4-15-11	3 5 7 6 - 2 6 3 7
34	千早地域文化創造館	千 早2-35-12	3 9 7 4 - 1 3 3 5
35	巢鴨体育館	巢 鴨3-8-7	3 9 1 8 - 7 1 0 1
36	千早スポーツフィールド	千 早4-8-19	5 9 2 6 - 3 2 0 1
37	ふるさと千川館	要 町 3-55-18	3 9 5 8 - 9 7 3 7
38	都立文京高等学校	西 巢 鴨1-1-5	3 9 1 0 - 8 2 3 1
39	都立千早高等学校	千 早3-46-21	5 9 6 4 - 1 7 2 1
40	都立豊島高等学校	千 早4-9-21	3 9 5 8 - 0 1 2 1
41	学校法人 川村学園	目 白2-22-3	3 9 8 4 - 2 3 1 5
42	学校法人 十文字学園	北 大 塚1-10-33	3 9 1 8 - 0 5 1 1

No.	施設	所在地	電話
43	学校法人 学習院	目 白1-5-1	3 9 8 6 - 0 2 2 1
44	学校法人 東京音楽大学	南 池 袋3-4-5	3 9 8 2 - 3 1 8 6
45	学校法人 立教学院	西 池 袋3-34-1	3 9 8 5 - 2 6 0 2
46	学校法人 大正大学	西 巢 鴨3-20-1	5 3 9 4 - 3 0 1 2
47	学校法人 帝京平成大学	東 池 袋2-51-4	5 8 4 3 - 3 1 1 1
48	学校法人 後藤学園	南 池 袋3-12-5	3 9 8 2 - 6 1 5 4

3 6 23 区西北部における災害拠点病院

(令和5年4月1日現在)

施設名	住所	電話	一般病床数
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964- 1211	1,078
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972- 8111	1,025
東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941- 3211	498
練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	03-3979- 3611	342
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923- 3111	490
東京都立豊島病院	板橋区栄町3 3-1	03-5375-1234	438
東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963- 3311	351
東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964- 1141	550

37 救急病院一覧

(令和5年6月1日現在)

病 院 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病床数
一 心 病 院	北大塚1-18-7	(3918)1215	内小外皮眼整泌消リハ形婦心精	普 85 療 22
都立大塚病院	南大塚2-8-1	(3941)3211	内神小外整歯脳形皮泌消 他 産眼耳放麻精リハリウ救	普 498
豊島中央病院	上池袋2-42-21	(3916)7211	内外放整循消透腎糖泌血	普 60
岡 本 病 院	東池袋2-5-5	(3987)6580	内整外麻放リハ	普 21
池 袋 病 院	東池袋3-5-4	(3987)2431	内外整呼乳消肛脳循肝胃鏡 糖麻泌眼皮リハ放 他	普 40 療 56
原整形外科病院	西池袋3-36-23	(3988)5005	整リハリウ麻内透	普 44
長 汐 病 院	池 袋1-5-8	(3984)6161	内外眼呼皮泌耳循脳リハ消	普 93 療 209
高田馬場病院	高 田3-8-9	(3971)5114	内放外整小皮	普 47
大 同 病 院	高 田3-22-8	(3981)3213	内外整泌リハ	普 60
要 町 病 院	要 町1-11-13	(3957)3181	内外整呼消放神循麻泌精形	普 150
としま昭和病院	南長崎5-17-9	(3953)5555	循消内整外リハ皮神肛呼糖泌漢	普 46
池袋西口病院	西池袋3-2-16	(3982)1161	内消外肛鏡整麻循脳リハリウ	普 40

38 救援センター災害用医療資器材保管校(医療救護所)一覧

(令和6年4月1日現在)

地 域	救 援 セ ン タ ー
第1地域	清和小学校
第2地域	朋有小学校
第3地域	西池袋中学校
第4地域	南池袋小学校
第5地域	目白小学校
第6地域	長崎小学校
第7地域	椎名町小学校
第8地域	千早小学校
第9地域	高松小学校
第10地域	駒込小学校
第11地域	池袋本町小学校・池袋中学校
第12地域	巣鴨小学校

39 防疫用資器材の備蓄状況

(令和6年3月1日現在)

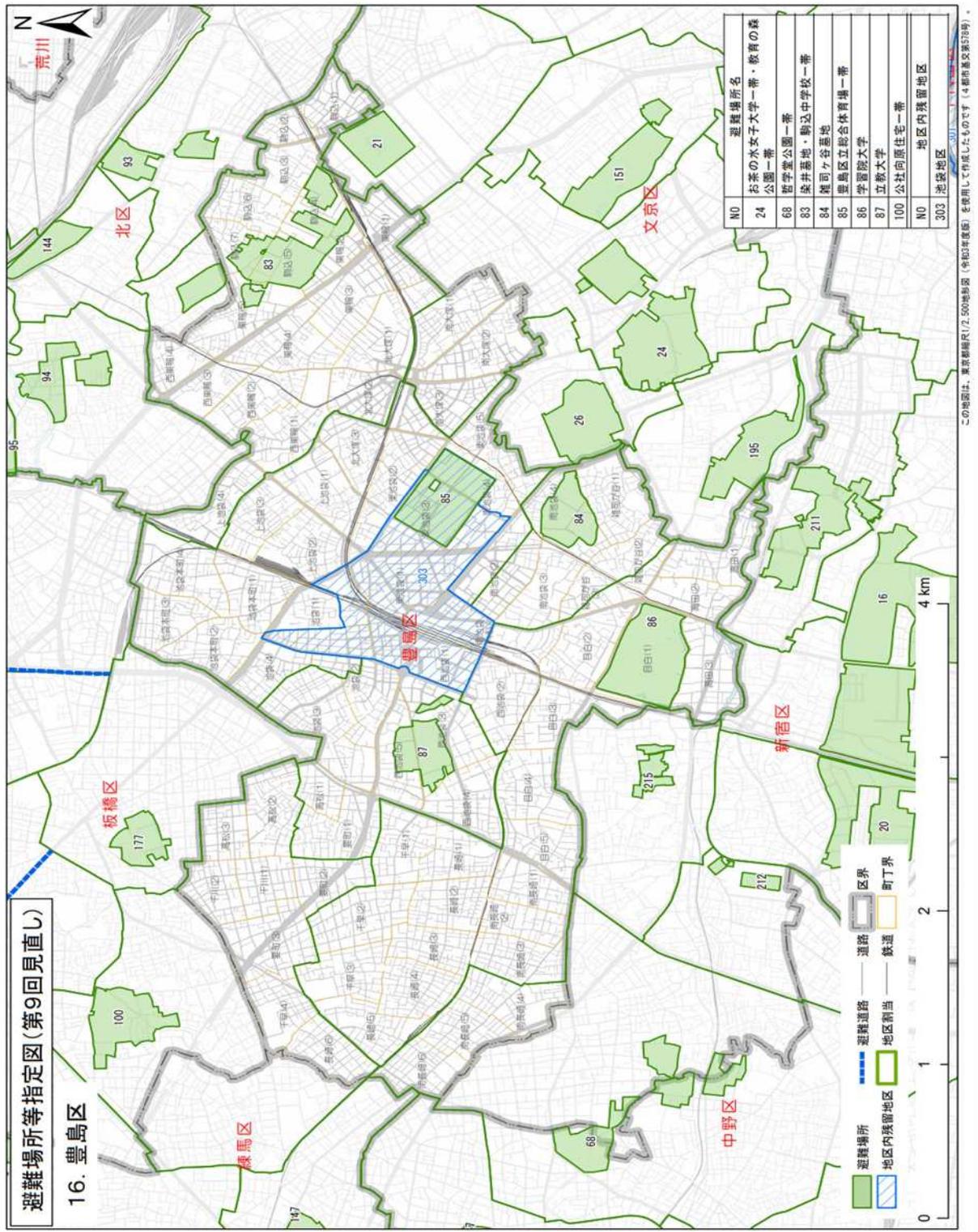
名 称		数量	保 有 場 所		管 理 所 管
			名 称	所 在 地	
小型電動ミスト器		1台	池袋保健所	東池袋4-42-16	保健福祉部 池袋保健所 生活衛生課長 (3987)4176
ハンドスプレーヤー (ステンレス 1ガロン)		2台			
じょうろ(散布用)		2台			
薬 劑	塩化ベンザルコニウム 100ml×50本 500ml×120本	5 本			
	エタノール 500ml×3本	1.5 本			

40 避難場所一覧

(令和4年7月施行)

避難場所名	所在地	利用区名	区域面積 (㎡)	避難有効 面積 (㎡)A	避難 計画人口 (人)B	1人当り の面積 (㎡)A/B	豊島区の割当町丁名	
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	文京区大塚	文京区 豊島区	334,059	185,888	67,317 (文京区含む)	2.76	南大塚2丁目、1、3丁目の各一部
68	哲学堂公園一帯	新宿区中井、中落合、西落合 中野区上高田、松が丘	豊島区 新宿区 中野区	208,453	98,466	83,150 (新宿区、 中野区含む)	1.18	南長崎4～6丁目
83	染井墓地・駒込中学校一帯	豊島区駒込、巢鴨、北区西ヶ原	豊島区 北区	271,830	127,592	70,687 (北区 含む)	1.81	駒込1～7丁目、上池袋4丁目、西巣鴨1～4丁目、巣鴨1～5丁目、南大塚1丁目の一部、北大塚～2丁目
84	雑司が谷墓地	豊島区南池袋	豊島区	105,729	58,793	19,808	2.97	雑司が谷1丁目、2～3丁目の各一部、南池袋3～4丁目、2丁目の一部
85	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋	豊島区	189,494	67,617	60,955	1.11	上池袋、3丁目、2丁目の一部、池袋～2、4丁目の各一部、池袋本町1～4丁目、東池袋2、5丁目、4丁目の一部、南大塚3丁目の一部、南池袋2丁目の一部、北大塚3丁目
86	学習院大学	豊島区目白	豊島区 新宿区	229,865	131,450	80,793	1.63	高田1～3丁目、雑司が谷2～3丁目の各一部、西池袋2丁目、千早1～3丁目、長崎1～5丁目、南池袋1丁目の一部、南長崎～3丁目、目白1～5丁目
87	立教大学	豊島区西池袋	豊島区	114,255	58,689	47,894	1.23	高松1丁目、西池袋3～5丁目、池袋3丁目、2丁目の一部、要町1丁目
100	公社向原住宅一帯	板橋区小茂根、向原	豊島区 板橋区 練馬区	151,465	61,822	57,763 (板橋区、 練馬区含む)	1.07	高松2～3丁目、千川～2丁目、千早4丁目、長崎6丁目、要町2～3丁目
30 3	地区内残留・池袋地区	豊島区	豊島区	100ha	—	92,331		池袋～2、4丁目の各一部、上池袋2丁目の一部、西池袋1丁目、東池袋、3丁目、4丁目の一部、南池袋1丁目の一部

※詳細は次頁の図のとおり



出典:東京都都市整備局HP, 震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(令和4年7月見直し)「避難場所等指定図」より

41 ^{いっとき}一時集合場所一覧

地区	町会名	名称	住所
1-1	巣鴨一丁目町会	巣鴨一丁目児童遊園	巣鴨1-2-8
1-2	江戸橋町会	江戸橋公園	巣鴨1-37-1
1-3	巣鴨親和町会	「真性寺」境内	巣鴨3-21-21
1-4	巣鴨三四清和町会	巣鴨公園	北大塚1-12-10
1-5	折戸協和町会	北大塚二丁目児童遊園	北大塚2-34-2
1-6	巣鴨四丁目協和町会	巣鴨地域文化創造館広場	巣鴨4-15-11
1-7	巣鴨三親町会	巣鴨四丁目児童遊園	巣鴨4-22-11
1-8	栄和町会	巣鴨四丁目第2児童遊園	巣鴨4-34-12
1-9	巣鴨三明町会	巣鴨青果市場敷地内	巣鴨5-1
1-10	巣鴨五丁目朝日町会	朝日公園	巣鴨5-22-1
1-11	巣鴨五丁目大親町会	巣鴨五丁目児童遊園	巣鴨5-35-18
1-12	西巣鴨新田町会	西巣鴨公園	西巣鴨1-3-9
1-13	西巣鴨共和会	西巣鴨二丁目公園	西巣鴨2-27-7
1-14	西巣鴨二丁目町会	西巣鴨二丁目公園	西巣鴨2-27-7
1-15	庚申塚町会	西巣鴨二丁目公園	西巣鴨2-27-7
1-16	西巣鴨睦町会	朝日メトロステージ格納庫前	西巣鴨3-26
1-17	西巣鴨四丁目親交町会	旧朝日中学校	西巣鴨4-9-1
2-1	宮仲町会	上池袋東公園	上池袋1-30
2-2	北大塚伸和町会	北大塚公園	北大塚3-12-15
2-3	上池袋昭和町会	上池袋中央公園	上池袋1-28-7
2-4	池袋東一町会	上池袋公園	上池袋2-25-3
2-5	上池袋町会	上池袋さくら公園 子安稲荷神社	上池袋2-45-15 上池袋2-38-4
2-6	上池袋三丁目町会	上池袋三丁目第2児童遊園 上池袋三丁目第3児童遊園	上池袋3-37-5 上池袋3-13-12
2-7	上池袋池八町会	上池袋くすのき公園	上池袋4-19
2-8	上池袋東雲町会	上池袋四丁目第2児童遊園	上池袋4-39-6
2-9	池袋東口本町会	中池袋公園	東池袋1-16-1
2-10	東池袋一丁目中央町会	池袋駅前公園	東池袋1-50-3
2-11	東池袋南大塚仲町会	区民ひろば朋有	東池袋2-38-10
		東池袋青空公園	東池袋2-26-1
		大塚台公園	南大塚3-27-1

2-12	東二町会	帝京平成大学北側	東池袋2-50
2-13	新東一町会	東池袋二丁目第3公園	東池袋2-58
2-14	東池袋東和町会	東池袋公園	東池袋3-14-1
2-15	東池袋サンシャイン町会	サンシャイン町会会館前	東池袋4-39-2
2-16	東池袋中部町会	防災ミニひろば	東池袋4-32
2-17	東池袋四丁目南町会	東池袋四丁目公園	東池袋4-18-1
2-18	北大塚上池袋宮新町会	宮仲公園	上池袋1-36-1
3-2	西池袋一丁目町会	町会防災格納庫	池袋1-28先
3-3	西池袋南町会	西池袋公園	豊島区西池袋 3-20-1
3-4	西池袋丸山町会	谷端川第2親水公園	西池袋 5-22-1
3-5	池袋二丁目曙町会	町会防災格納庫	池袋1-37-9
3-6	池袋二丁目原町会	池袋ふれあい公園	池袋2-74-1
3-7	池袋二丁目親睦町会	池袋ふれあい公園	池袋2-74-1
3-8	池袋御嶽町会	町会防災格納庫	池袋3-58先
3-9	池袋三業町会	御嶽北公園	池袋 3-44-20
3-10	池袋二丁目恵比寿町会	御嶽北公園	池袋 3-44-20
3-11	池袋仲町会	池袋第2公園	池袋 3-29-4
3-12	池袋二丁目南町会	池袋三丁目公園	池袋3-22-13
3-13	池袋三丁目北町会	御嶽北公園	池袋3-44-20
3-14	池袋三丁目親交町会	谷端川親水公園	池袋3-2-5
3-15	池袋四丁目町会	池袋公園	池袋4-22-9
3-16	池袋四丁目西町会	いけぶくろ茜の里	池袋4-15-10
4-2	池袋通西睦町会	東池袋五丁目かしの実公園	東池袋5-6-15
4-3	南池袋一丁目町会	南池袋一丁目公園	南池袋1-4-13
4-4	南池袋二三四町会	東通りふれあい広場	南池袋2-4-3
4-5	光和会	区民ひろば南池袋	南池袋3-5-12
4-6	池袋東口親和町会	南池ふくろうひろば	南池袋3-17-2
4-7	青葉会	雑司が谷中央児童遊園	南池袋4-1-3
4-8	池袋日出町会	南池袋四丁目日出公園	南池袋4-12-16
4-9	上り屋敷町会	上り屋敷公園	西池袋2-14-2
4-10	雑司が谷一丁目町会	区立雑司が谷保育園前	雑司が谷1-22-8
4-11	雑司が谷一丁目町会 東部町会	雑司が谷一丁目公園	雑司が谷1-36-3
4-12	柳下会	鬼子母神駅電停東側	雑司が谷2-8-5付近
4-13	雑司が谷二丁目町会	雑司が谷公園	雑司が谷2-11-8

4-14	雑司が谷三丁目町会	雑司が谷みみずく公園	雑司が谷3-15-20
5-1	東目白自治会	雑司が谷二丁目四っ家児童遊園	雑司が谷2-1-6
5-2	東目白本町会	雑司が谷三丁目広場	雑司が谷3-1-14
5-3	高田一丁目町会	高田公園	高田1-28-3
5-4	東目白坂下睦会	区立高南小学校西側路上	高田1-12-7先
5-5	高田中央町会	高田中央三丁目公園	高田3-38-6
5-6	高田三丁目町会	高田第三公園	高田3-18-7
5-7	東目白千登世町会	佐藤ビル横の通路	目白1-7-18先
5-8	目白二丁目町会	目白二丁目第2児童遊園	目白2-5-10
5-9	目白東町会	目白二丁目児童遊園	目白2-15-7
5-10	目白三丁目町会	目白三丁目公園	目白3-15-17
5-11	目白山紫町会	目白四丁目児童遊園	目白4-19-11
6-1	西池袋四丁目町会	西池袋第2公園	西池袋4-40-18
6-2	西池袋四丁目自治会	西池袋中学校	西池袋4-7-1
6-3	目白協和会	目白の森	目白4-11-21
6-4	南長崎一丁目みどり会	椎名町公園	南長崎1-20-1
6-5	長崎一丁目町会	長崎神社	長崎1-9-4
6-6	長崎二丁目町会	長崎二丁目児童遊園	長崎2-27-18
6-7	長崎三丁目町会	長崎公園	長崎2-24-6
6-8	千早一丁目町会	千早第二公園	千早1-23-18
6-9	南長崎二丁目町会	南長崎二丁目児童遊園	南長崎2-2-21
7-1	南長崎三丁目南部町会	南長崎花咲公園	南長崎3-9-22
7-2	南長崎三丁目北部町会	南長崎公園	南長崎3-37-2
7-3	南長崎四丁目町会	南長崎第四集会場	南長崎4-29-10
7-4	南長崎五丁目町会	南長崎五丁目稲荷神社境内	南長崎5-12-7
7-5	南長崎六丁目町会	南長崎はらっぱ公園	南長崎6-1-20
8-1	長崎四丁目町会	長崎四丁目児童遊園	長崎4-44-3
8-2	長崎五丁目町会	長五さくら公園	長崎5-31-29
8-3	長崎六丁目町会	さくら小学校	長崎6-16-1
8-4	千早二丁目町会	千早公園	千早2-31-10
8-5	千早三丁目町会	千早三丁目児童遊園	千早3-26-10
8-6	千早四丁目町会	千早四丁目公園	千早4-31-13
8-7	要町三丁目町会	豊島体育館	要町3-47-8
9-1	要町一丁目町会	要町一丁目広場	要町1-42-7

9-2	要町二丁目町会	要小学校	要町2-3-20
9-3	高松一丁目町会	千川中学校	高松1-9-21
9-4	高松二丁目町会	高松小学校	高松2-57-22
9-5	高松三丁目町会	高松三丁目児童遊園	高松3-5-6
9-6	千川一丁目町会	千川彫刻公園	千川1-24-2
9-7	千川二丁目町会	千川二丁目第二児童遊園	千川2-5-15
10-1	駒込第一町会	駒込東公園	駒込1-22-3
10-2	駒込二丁目親和会	駒込公園	駒込2-3-23
10-3	駒込三丁目町会	妙義神社	駒込3-16-16
10-4	染井よしの町会	染井よしの桜の里公園	駒込6-3-1
10-5	駒込六丁目東文叱会	駒込六丁目児童遊園	駒込6-25-2
10-6	駒込七丁目町会	駒込七丁目第2児童遊園	駒込7-7-4
11-1	西山町会	池袋一丁目児童遊園	池袋1-8-11
11-2	池袋本町南町会	池袋本町一丁目児童遊園	池袋本町1-6-8
11-3	池袋本町末廣町会	池袋本町公園	池袋本町1-6-8
11-4	池袋本町一丁目町会	池袋中学校体育館町会防災格納庫	池袋本町1-43-1
11-5	池袋本町中央町会	豊島清掃事務所町会防災格納庫	池袋本町1-7-9
11-6	池袋本町宮元町会	区民ひろば池袋本町	池袋本町3-9-4
11-7	池袋本町二丁目町会	池袋えびすの郷	池袋本町2-34-1
11-8	池袋本町親和町会	谷端川北緑道	池袋本町3-31-14
11-9	池袋本町四丁目町会	池袋本町四丁目児童遊園	池袋本町4-22-12
12-1	北大塚一丁目睦町会	巢鴨公園	北大塚1-12-10
12-2	南大塚東南町会	南大塚公園	南大塚2-27-1
		南大塚からたち公園	南大塚2-5-1
12-3	南大塚一丁目南松町会	南大塚一丁目児童遊園	南大塚1-12-11
12-4	南大塚一丁目南町会	東福寺前	南大塚1-26-10
12-5	南大塚一丁目宮若町会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3
12-6	南大塚仲町会	大塚三業会館前	南大塚1-45-3
12-7	南大塚二丁目西町会	南大塚公園	南大塚2-27-1
12-8	南大塚二丁目北町会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3
12-9	大塚駅南町会	町会事務所前	南大塚3-50-2
12-10	東池袋五丁目本町会	東池袋五丁目第2児童遊園	東池袋5-21-7
12-11	東池袋五丁目東町会	星ふるひろば	東池袋5-35-20
12-12	南大塚自治会	南大塚二丁目児童遊園	南大塚2-36-3

4 2 救援センター／区立小中学校等一覧

(令和6年4月1日現在)

N o	地域 本部	救援センター	所在地	町会数	町会名	電話	所管 警察署
1	第1	清和小学校	巢鴨3-14-1	5	巢鴨三四丁目清和町会・折戸協和町会・巢鴨四丁目協和町会・巢鴨三親町会・北大塚一丁目睦町会	3918-2605	巢鴨
2		西巢鴨小学校	西巢鴨1-27-1	2	西巢鴨新田町会・宮仲町会	3918-6345	巢鴨
3		朝日小学校	巢鴨5-33-1	4	栄和町会・巢鴨三明町会・巢鴨五丁目朝日町会・巢鴨五丁目大親町会	3918-2339	巢鴨
4		巢鴨北中学校	西巢鴨3-17-1	5	西巢鴨共和会・西巢鴨二丁目町会・庚申塚町会・西巢鴨睦町会・西巢鴨四丁目親交町会	3918-2144	巢鴨
5	第2	豊成小学校	上池袋1-18-24	3	北大塚伸和町会・上池袋昭和町会・北大塚上池袋宮新町会	3918-2315	巢鴨
6		朋有小学校	東池袋4-40-1	11	東池袋南大塚仲町会・東池袋サンシャイン町会・東池袋中部町会・池袋東口本町会・東池袋一丁目中央町会・東池袋四丁目南町会・東池袋五丁目日本町会・東池袋五丁目東町会・東二町会・新東一町会・東池袋東和町会	3987-6275	巢鴨
7		池袋第一小学校	上池袋4-28-1	5	池袋東一町会、上池袋町会、上池袋三丁目町会、上池袋池八町会、上池袋東雲町会	3982-0171	巢鴨
8	第3	みらい館大明	池袋3-30-8	6	池袋三業町会・池袋二丁目恵比寿町会・池袋仲町会・池袋二丁目南町会・池袋三丁目北町会・池袋三丁目親交町会	3986-7186	池袋
9		池袋小学校	池袋4-23-8	8	西池袋一丁目町会・池袋二丁目曙町会・池袋二丁目原町会・池袋御嶽町会・池袋二丁目親睦町会・池袋四丁目町会・池袋四丁目西町会・西山町会	3986-2858	池袋
10		西池袋中学校	西池袋4-7-1	3	西池袋四丁目町会・西池袋四丁目自治会・西池袋丸山町会	3986-5427	池袋
11		池袋第三小学校	西池袋3-14-3	2	西池袋南町会・上り屋敷町会	3984-8501	池袋
12	第4	南池袋小学校	南池袋3-18-12	11	池袋通西睦町会・池袋日出町会・南池袋一丁目町会・南池袋二三四町会・雑司が谷三丁目町会・東目白本町会・池袋東口親和町会・光和会・青葉会・雑司が谷一丁目会・雑司が谷一丁目東部町会	3987-6278	目白

No	地域本部	救援センター (一時集合場所)	所在地	町会数	町会名	電話	所管警察署
13	第5	高南小学校	高田2-12-7	3	東目白自治会・高田一丁目町会・東目白坂下睦会	3987-6266	目白
14		目白小学校校	目白2-11-6	4	目白二丁目町会・目白東町会・目白三丁目町会・目白山紫町会	3987-4801	目白
15		千登世橋中学校	目白1-1-1	5	高田中央町会・高田三丁目町会・東目白千登世町会・柳下会・雑司が谷二丁目町会	3987-6285	目白
16	第6	長崎小学校	長崎2-6-3	3	長崎一丁目町会・長崎二丁目町会・長崎三丁目町会	3956-8146	目白
17		富士見台小学校	南長崎1-10-5	2	南長崎一丁目みどり会・南長崎二丁目町会	3953-6472	目白
18		旧真和中学校	目白5-24-12	1	目白協和会	3950-5494	目白
19	第7	椎名町小学校	南長崎4-30-5	2	南長崎三丁目南部町会・南長崎三丁目北部町会	3953-6461	目白
20		南長崎スポーツセンター	南長崎4-13-5	3	南長崎四丁目町会・南長崎五丁目町会・南長崎六丁目町会	5988-9270	目白
21	第8	千早小学校	千早3-33-5	2	長崎四丁目町会・千早三丁目町会	3956-8154	目白
22		さくら小学校	長崎6-16-1	1	長崎六丁目町会	3956-8164	目白
23		明豊中学校	長崎5-31-29	2	長崎五丁目町会・千早四丁目町会	3956-8174	目白
24		豊島体育館	要町3-47-8	3	要町三丁目町会・千川一丁目町会・千川二丁目町会	3973-1701	目白
25	第9	要小学校	要町2-3-20	2	千早一丁目町会・要町二丁目町会	3956-8151	目白
26		高松小学校	高松2-57-22	2	高松二丁目町会・高松三丁目町会	3956-8157	目白
27		千川中学校	高松1-9-21	2	要町一丁目町会・高松一丁目町会	3956-8171	目白
28	第10	仰高小学校	駒込5-1-19	3	巣鴨一丁目町会・江戸橋町会・巣鴨親和町会	3918-2325	巣鴨
29		駒込小学校	駒込3-13-1	4	駒込二丁目親和会・駒込三丁目町会・駒込六丁目東文化会・駒込七丁目町会	3918-5691	巣鴨
30		駒込中学校	駒込4-5-1	2	駒込第一町会・染井よしの町会	3918-2105	巣鴨
31	第11	池袋第一小学校 仮校舎(旧文成小学校)	池袋本町4-36-1	2	池袋本町親和町会・池袋本町四丁目町会	3982-0171	池袋
32		池袋本町小学校 池袋中学校	池袋本町1-43-1	6	池袋本町末廣町会・池袋本町宮元町会・池袋本町二丁目町会・池袋本町一丁目町会・池袋本町南町会・池袋本町中央町会・上池袋東雲町会	3986-7166 3986-5435	池袋

33	第12	巢鴨小学校	南大塚1-24-10	5	南大塚東南町会・南大塚一丁目南松町会・南大塚一丁目南町会・南大塚一丁目宮若町会・南大塚仲町会	3946-9551	巢鴨
34		西巢鴨中学校	南大塚3-18-1	4	南大塚二丁目西町会・南大塚二丁目北町会・大塚駅南町会・南大塚自治会	3986-0661	巢鴨

4.3 指定緊急避難場所、指定避難所

No	地域本部	救援センター	指定緊急避難場所					指定避難所
			地震	洪水	内水氾濫	崖崩れ	大規模火災	
1	第1	清和小学校	○	○	○	○	※	○
2		西巣鴨小学校	○	○	○	○		○
3		朝日小学校	○	○	○	○		○
4		巣鴨北中学校	○	○	○	○		○
5	第2	豊成小学校	○	○	○	○		○
6		朋有小学校	○	○	○	○		○
7		池袋第一小学校	○	○	○	○		○
8	第3	みらい館大明	○	○	○	○		○
9		池袋小学校	○	○	○	○		○
10		西池袋中学校	○	○	○	○		○
11		池袋第三小学校	○	○	○	○		○
12	第4	南池袋小学校	○	○	○	○		○
13	第5	高南小学校	○					○
14		目白小学校	○	○	○	○		○
15		千登世橋中学校	○	○	○			○
16	第6	長崎小学校	○	○	○	○		○
17		富士見台小学校	○	○	○	○		○
18		旧真和中学校	○	○	○	○		○
19	第7	椎名町小学校	○	○	○	○		○
20		南長崎スポーツセンター	○	○	○	○		○
21	第8	千早小学校	○	○	○	○		○
22		さくら小学校	○	○	○	○		○
23		明豊中学校	○	○	○	○		○
24		豊島体育館	○	○	○	○		○
25		西部区民事務所	○	○	○	○		○
26	第9	要小学校	○	○	○	○		○
27		高松小学校	○	○	○	○		○
28		千川中学校	○	○	○	○		○
29	第10	仰高小学校	○	○	○	○		○
30		駒込小学校	○	○	○	○		○
31		駒込中学校	○	○	○	○		○
32	第11	池袋第一小学校 仮校舎 (旧文成小学校)	○	○	○	○		○
33		池袋本町小学校 池袋中学校	○	○	○	○		○
34	第12	巣鴨小学校	○	○	○	○		○
35		西巣鴨中学校	○	○	○	○		○

※ 震災時の火災現象による避難先は、東京都震災対策条例による避難場所

44 外出者の行動ルール

- 1 むやみに行動を開始しない
- 2 まず、安否確認をする
災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- 3 正確な情報により冷静に行動する
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。
- 4 帰宅できるまで外出者同士が助けあう
一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。

45 徒歩帰宅者心得 10 か条プラス1

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ⑥ 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備(合羽、携帯懐炉、タオルなど)

声を掛け合い、助け合おう

プラス1 携帯トイレを準備しましょう。

帰宅途中、断水などでトイレが使えないこともあります。

46 応急給水槽の設置場所(避難場所別)

避難場所	震災対策用応急給水施設	確保水量
25 教育の森公園一帯	教育の森公園内	1,500 m ³
84 雑司ヶ谷墓地	(文京区大塚3-29)	
83 染井墓地駒込中学校一帯	滝野川公園内 (北区西ヶ原2-1)	1,500 m ³
85 豊島区立総合体育場一帯	西池袋公園内	1,500 m ³
86 学習院大学	(豊島区西池袋3-20-1)	

87 立教大学	都立文京高校内 (豊島区西巢鴨1-1-5)	100m ³
100 公社向原住宅一帯	都立板橋高校内 (板橋区大谷口1-54-1)	100m ³

※1500m³=1人当たり3ℓ×50万人分

47 区立小・中学校プール及び受水槽一覧

[小学校]

(令和6年4月1日現在)

校名	プー ル		受 水 槽		校名	プー ル		受 水 槽	
	容量m ³	設置場所	容量m ³	設置場所		容量m ³	設置場所	容量m ³	設置場所
仰 高 小	319.8	校庭内	9.0	屋 外	高 松 小	319.8	校庭内	10.0	屋 外
駒 込 小	319.8	校庭内	7.65	屋 外	さくら小	319.8	校舎裏	10.5	屋 外
巢 鴨 小	266.5	別敷地	25.0	屋 外	(小学校計 6,908.05 211.47)				
清 和 小	293.2	校庭内	10.5	屋 外					
西 巢 鴨 小	319.8	校庭内	8.0	屋 外					
豊 成 小	319.8	体育館	7.5	屋 外	[中学校]				
朋 有 小	319.8	校庭内	8.26	屋 外	校名	プー ル		受 水 槽	
朝 日 小	319.8	校庭内	9.0	屋 外		容量m ³	設置場所	容量m ³	設置場所
池袋第一小	302.5	屋上			駒 込 中	412.5	校舎裏	13.86	屋 外
池袋本町小	585 ^{※1}	屋上			巢鴨北中	390	屋上		
池袋第三小	263.2	屋 上			西 巢 鴨 中	450	校庭内	15.0	屋 外
池 袋 小	266.5		屋 上	9.37	屋 外	池 袋 中	585 ^{※1}	屋上	
南池袋小	319.8	校庭内	16.0	屋内地下	西池袋中	425	屋上		
高南小	213.2	屋上	9.18	屋 外	千登世橋中	357.5	屋上	21.0	屋 内
目白小	330	屋上			千 川 中 (仮)	プール、受水槽なし			
長崎小	266.5	校舎裏	9.9	屋 外	明 豊 中	385	屋 外	18.0	地 下
要 小	319.8	校庭内	6.0	屋 外				18.0	地 下
椎名町小	319.8	別敷地	14.0	屋 外	(旧)第十中	450	校庭内	9.0	屋 外
富士見台小	319.8	校庭内	7.41	屋 外				4.5	屋 外
千 早 小	319.8	校庭内	7.2	屋 外	(中学校計 3,942.5 127.36)				

※1 プールは、池袋本町小学校と池袋中学校の共用
(「小学校計」と「中学校計」の両方に計上)

48 検水のための器材等整備状況

(令和6年4月1日現在)

器 材 等	保管数量	保管場所
検水セット	35セット	各救援センター

49 食料等の備蓄状況

ア 避難生活者用及び疎開者用

品目	備蓄目標	現況 (令和6年1月現在)	今後の必要事業量	保存年限等
①飲料水	70,500リットル	258,000リットル	—	賞味期限5年
②食料	255,100食	359,916食	—	賞味期限5年
③乳幼児用ミルク	4,600食	1,944食	2,565食	賞味期限1年～2年
④哺乳瓶	4,600本	7,200本	—	推奨期限3年

イ 帰宅困難者用

品目	備蓄目標	現況 (令和6年1月現在)	今後の必要事業量	保存年限等
①飲料水	59,200リットル	79,450リットル	—	賞味期限5年
②食料	176,900食	182,820食	—	賞味期限5年
③乳幼児用ミルク	2,400食	1,752食	648食	賞味期限1年～2年
④哺乳瓶	2,400本	2,400本	—	推奨期限3年

50 生活必需品等の備蓄状況

(令和6年1月1日現在)

	品目	備蓄目標	現況	今後の必要事業量
①	毛布・保温用資材	67,100枚	40,850枚	26,250枚
②	段ボール間仕切り	42,000枚	6,890枚	35,110枚
③	簡易ベッド	28,000台	720台	27,280台
④	生理用品	25,800枚	68,688枚	—
⑤	歯ブラシ	36,000本	34,200本	1,800本
⑥	洗口液	256,500個	0個	256,500個
⑦	携帯トイレ	126,000個	0個	126,000個
⑧	おむつ(乳幼児用)	18,100枚	32,148枚	—
⑨	おむつ(成人介護用)	7,800枚	38,866枚	—
⑩	おしりふき	72,000枚	0枚	72,000枚
⑪	トイレトーパー	3,456巻	0巻	3,456巻

5.1 備蓄倉庫一覧

ア 避難生活者用及び疎開者用

(令和6年1月1日現在)

名称	所在地	規模	備考
西池袋備蓄倉庫	西池袋3-20-1	鉄筋コンクリート 2階建 221.60 m ²	西池袋公園内
西巣鴨備蓄倉庫	西巣鴨3-17-1	鉄筋コンクリート 2階建 285.22 m ²	巣鴨北中学校内
高田備蓄倉庫	目白1-1-1	鉄筋コンクリート 2階建 231.50 m ²	千登世橋中学校内
駒込備蓄倉庫	駒込2-2-4	鉄筋コンクリート 1階 267.78 m ²	都営駒込住宅併設
北大塚備蓄倉庫	北大塚3-29-11	鉄筋コンクリート 地下 88.76 m ²	豊島リサイクルセンター地下
上池袋備蓄倉庫	上池袋1-33-20	鉄筋コンクリート 3階建 705.45 m ²	
池本だんだん公園内 備蓄倉庫	池袋本町2-37	鉄筋コンクリート 1階 55.0 m ²	池本だんだん公園内
雑司が谷公園内 備蓄倉庫	雑司が谷2-12-1	鉄筋コンクリート 1階 109.06 m ²	雑司が谷公園内
としまみどりの防災公園内 備蓄倉庫	東池袋4-42	鉄筋コンクリート 2階建 464.43 m ²	としまみどりの防災公園内

イ 帰宅困難者用

(令和6年1月1日現在)

名称	所在地	規模	備考
南池袋備蓄倉庫	南池袋2-21-1	鉄筋コンクリート 地下 140.00 m ²	南池袋公園内
日本通運株式会社 江古田倉庫	練馬区旭丘1-22 -13	鉄筋コンクリート 3階建 529.2 m ²	賃借契約

5.2 各備蓄倉庫の備蓄状況

ア 避難生活者用及び疎開者用

(令和6年1月1日現在)

物資名	単位	総量	西池袋	西巣鴨	高田	駒込	北大塚	上池袋	池本	雑司が谷	としま
クラッカー類	食	82,908	－	8,092	6,034	－	－	68,782	－	整理中	整理中
アルファ化米	食	168,000	－	16,000	12,000	－	－	140,000	－		
飲料水	ℓ	214,800	12,000	31,200	23,400	53,400	41,400	－	53,400		

イ 帰宅困難者用

(令和6年1月1日現在)

物資名	単位	総量	南池袋	日通江古田	その他
クラッカー・ビスケット	食	182,820	36,110	94,458	52,252
飲料水	ℓ	79,450	18,000	47,370	14,080

(令和6年1月1日現在)

	地域	学校名	所在地	規模等
1	第1	清和小学校	巢鴨 3-14-1	37.51 m ² (7°ハブ+1F)
2		西巢鴨小学校	西巢鴨 1-27-1	36.66 m ² (7°ハブ)
3		朝日小学校	巢鴨 5-33-1	47.58 m ² (7°ハブ+1F)
4		巢鴨北中学校	西巢鴨 3-17-1	102.39 m ² (7°ハブ+2F)
5	第2	朋有小学校	東池袋 4-40-1	35.34 m ² (7°ハブ)
6		池袋第一小学校	上池袋 4-28-1	57.68 m ² (倉庫)
7		豊成小学校	上池袋 1-18-24	28.24 m ² (7°ハブ)
8	第3	西池袋中学校	西池袋 4-7-1	79.40 m ² (倉庫+1F)
9		みらい館大明	池袋 3-30-8	78.64 m ² (倉庫+1F)
10		池袋小学校	池袋 4-23-8	37.43 m ² (7°ハブ+2F)
11		池袋第三小学校	西池袋 3-14-3	81.02 m ² (倉庫+体育館)
12	第4	南池袋小学校	南池袋 3-18-12	45.07 m ² (7°ハブ+B1F)
13	第5	高南小学校	高田 2-12-7	31.12 m ² (7°ハブ)
14		千登世橋中学校	目白 1-1-1	0m ² (高田備蓄倉庫に保管)
15		目白小学校	目白 2-11-6	61.54 m ² (1F+体育館)
16	第6	長崎小学校	長崎 2-6-3	63.21 m ² (7°ハブ+倉庫)
17		富士見台小学校	南長崎 1-10-5	33.83 m ² (7°ハブ+2F)
18		旧真和中学校	目白 5-24-12	26.57 m ² (7°ハブ)
19	第7	椎名町小学校	南長崎 4-30-5	43.90 m ² (1F+7°ハブ)
20		南長崎スポーツセンター	南長崎 4-13-5	64.60 m ² (B1F)
21	第8	千早小学校	千早 3-33-5	43.93 m ² (7°ハブ+倉庫)
22		明豊中学校	長崎 5-31-29	36.28 m ² (7°ハブ+2F+体育館)
23		豊島体育館	要町 3-47-8	57.14 m ² (7°ハブ+B1F)
24		さくら小学校	長崎 6-16-1	35.45 m ² (7°ハブ)
25	第9	要小学校	要町 2-3-20	31.60 m ² (7°ハブ)
26		高松小学校	高松 2-57-22	74.87 m ² (7°ハブ+3F)
27		千川中学校	高松 1-9-21	42.96 m ² (7°ハブ+1F)
28	第10	仰高小学校	駒込 5-1-19	21.57 m ² (7°ハブ+子どもスキップ)
29		駒込小学校	駒込 3-13-1	52.36 m ² (7°ハブ+3F)
30		駒込中学校	駒込 4-5-1	74.04 m ² (倉庫+4F)
31	第11	旧文成小学校	池袋本町 4-36-1	34.01 m ² (7°ハブ)
32		池袋本町小学校・池袋中学校連携校	池袋本町 1-43-1	57.02 m ² (倉庫+1F+体育館)
33	第12	巢鴨小学校	南大塚 1-24-10	50.09 m ² (7°ハブ+3F)
34		西巢鴨中学校	南大塚 3-18-1	59.72 m ² (7°ハブ+3F)

5.4 各ミニ備蓄倉庫の備蓄状況

(令和6年1月1日現在)

物資名	総量	1ヶ所あたり(標準)
クラッカー・ビスケット	37,008食	1,028食
アルファ化米	72,000食	2,000食
飲料水	43,200ℓ	1,200ℓ

※令和2年度より令和5年度まで備蓄食料の積み増しを図っているため、1カ所あたりは平均値を記載している。

5.5 救援物資受け入れ拠点一覧

(1) 大型トラックのアクセスが可能な公園

【大型トラック（10t）が敷地内に進入可能な公園】

学校名	住所	連絡先
としまみどりの防災公園	東池袋4-4-2	6914-1782 (公園管理事務所8~17時)

(2) その他体育館が一階に配置されている学校及び旧校舎等

学校名	住所	連絡先
清和小学校	巣鴨 3-14-1	3918-2605
西巣鴨小学校	西巣鴨 1-27-1	3918-6345
南池袋小学校	南池袋 3-18-12	3987-6278
目白小学校	目白 2-11-6	3987-4801
長崎小学校	長崎 2-6-3	3956-8146
旧真和中学校	目白 5-24-12	—
駒込中学校	駒込 4-5-1	3918-2105
池袋第一小学校	上池袋 4-28-1	3916-3435
巣鴨北中学校	西巣鴨 3-17-1	3918-2144
明豊中学校	長崎 5-31-29	3956-8174
西池袋中学校	西池袋 4-7-1	3986-5427
千登世橋中学校	目白 1-1-1	3987-6285
池袋第三小学校	西池袋 3-14-3	3984-8501
池袋本町小学校	池袋本町 1-43-1	3986-7166
池袋中学校		3986-5435

56 簡易トイレ等の備蓄状況

(令和6年1月1日現在)

項番	地域	救援センター	住所	携帯トイレ (個)	ポータブル 簡易トイレ (個)	マンホールトイレ	備考
						孔数	
1	1	清和小学校	巣鴨3-14-1	1,000	20	4	
2	1	西巣鴨小学校	西巣鴨1-27-1	1,000	20	5	
3	1	朝日小学校	巣鴨5-33-1	1,000	20	5	
4	1	巣鴨北中学校	西巣鴨3-17-1	1,000	20	8	
5	2	朋有小学校	東池袋4-40-1	1,000	20	5	
6	2	豊成小学校	上池袋1-18-24	1,000	20		
7	2	池袋第一小学校	上池袋4-28-1	1,000	20	4	
8	3	西池袋中学校	西池袋4-7-1	1,000	20	10	
9	3	池袋第三小学校	西池袋3-14-3	1,000	20	6	
10	3	池袋小学校	池袋4-23-8	1,000	20		
11	3	みらい館大明	池袋3-30-8	1,000	20	5	
12	4	南池袋小学校	南池袋3-18-12	1,000	20	5	
13	5	目白小学校	目白2-11-6	1,000	20	8	
14	5	高南小学校	高田2-12-7	1,000	20		
15	5	千登世橋中学校	目白1-1-1	1,000	20	5	
16	6	長崎小学校	長崎2-6-3	1,000	20		
17	6	富士見台小学校	南長崎1-10-5	1,000	20		
18	6	旧真和中学校	目白5-24-12	1,000	20	5	
19	7	椎名町小学校	南長崎4-30-5	1,000	20	5	
20	7	南長崎スポーツセンター	南長崎4-13-5	1,000	20	4	
21	8	千早小学校	千早3-33-5	1,000	20	5	
22	8	さくら小学校	長崎6-16-1	1,000	20	5	
23	8	明豊中学校	長崎5-31-29	1,000	20	5	
24	8	豊島体育館	要町3-47-8	1,000	20	5	
25	9	高松小学校	高松2-57-22	1,000	20		災害用トイレ有
26	9	要小学校	要町2-3-20	1,000	20	3	
27	9	千川中学校	高松1-9-21	1,000	20	1	
28	10	駒込小学校	駒込3-13-1	1,000	20	4	
29	10	仰高小学校	駒込5-1-19	1,000	20	3	
30	10	駒込中学校	駒込4-5-1	1,000	20	4	
31	11	池袋本町小学校池袋中学校	池袋本町1-43-1	1,000	20	12	
32	11	旧文成小学校	池袋本町4-36-1	1,000	20	4	
33	12	巣鴨小学校	南大塚1-24-10	1,000	20	5	
34	12	西巣鴨中学校	南大塚3-18-1	1,000	20	4	
合計				34,000	680	144	

57 火葬場

名称	所在地	電話	1日処理能力	利用区域
落合火葬所	新宿区上落合 3-34-12	(3361)404 2	63体	新宿区・豊島区・文京区・ 中野区・杉並区

様式1 氏名札

豊島区災害遺体	
第	号
氏	名

様式3 災害遺体送付表

送付表		送付番号
豊島区災害遺体第		号
氏名	を送付する。	
年	月	日
豊島区長名		
火葬場宛		

様式2 遺体処理

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名(年令)	(才)	
	住所		
	死亡年月日	年	月 日
	死亡原因		
	死体発見の日時・場所		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号		
	保管所		
備考			
遺体収容所			

身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記入し、遺体の特徴、その他参考となる事項を詳しく記入の事。

様式4 遺留品処理票

遺留品処理番号	
---------	--

遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
死亡者	遺 体 番 号	第 号
	氏 名	
	住 所	
備 考		
遺 留 品 保 管 所		

59 労働者調達請求書

様式 1

労働者調達請求書

平成 年 月 日

請求部		総務部	
課長	部長	課長	部長

労働者を必要とする理由	
作業内容	
従事場所	
労働の種別	
就労予定期間	
所要人員	
集合場所	
備考	

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
<p>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</p>	
(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇区長

6.1 豊島区における被災者生活再建支援に関する方針

平成28年熊本地震では、全国から多くの応援職員が被災地に派遣され、そのうち罹災証明書発行などの被災者生活再建支援業務に従事した職員はおよそ4割に上った。被災者生活再建支援業務は、自治体の災害対応において避難所運営と並び立つ二本柱のひとつになっている。

しかしながら過去の大地震の被災地においては、事前の準備が十分に整っていなかったため、以下の様な問題が生じていた。

- 1)被災者に何度も窓口に来てもらう等、多くの無理や無駄が発生し、円滑な支援を行うことが困難になる事例が少なからず生じた。
- 2)近接する被災自治体間において、生活再建支援業務に係る方針や処理手順に違いが生じ、被災者に混乱と不公平感を生む結果となった。
- 3)庁内において業務実施方針の齟齬や混乱が生じ、かつ、応援職員の役割等が明確化されていなかったため、応援支援が効果的に実現されなかった。

また、被災者生活再建支援業務は、その内容・分野が多岐にわたり部局横断的な対応が必要になる業務であり、数年から数十年にわたって継続することが求められる長期的な業務であることにも留意する必要がある。

以上を踏まえて豊島区は、ここに被災者生活再建支援業務に関する取り組み方針を定め、今後、この方針に基づいて災害時における円滑な被災者生活再建支援を実現するため、平常時から全庁的に準備を進めることとする。

【大方針】

豊島区は、一元的な被災者台帳を作成し全庁的に活用することで、漏れなく、重複なく、継続的に、支援を必要とする被災者に対して適切な生活再建支援を実施する。

【中方針】

1 被災者生活再建支援システムの活用

被災者生活再建支援業務の実施に当たっては、東京都が推奨する被災者生活再建支援システムに(以下、「システム」という)よって被災者台帳を作成し、全庁的に活用する。

また、区民税・各種保険料の減免申請などの区窓口における業務処理に際しては、被災者台帳で被害程度の確認を行うこととし、罹災証明書の添付は省略する。

そのため、庁内LAN端末を用いて全庁的にシステムを利用できるよう環境整備を進める。

2 東京都ガイドラインへの準拠

被災者生活再建支援業務を遂行するにあたっては、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会による「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に準拠し、都内で標準化された業務処理方針、手順に基づいて実施する。

3 実施計画・受援計画の作成及び訓練の実施

各業務の担当部局は、担当業務について業務の開始時期、実施手順、所要人員・資材等について予め検討し、実施計画及び受援計画を策定する。

なお、原則として毎年、職員研修及び訓練を実施して実施計画及び受援計画を実践的に検証し、必要に応じて改定を行うとともに、被災地への職員派遣を積極的に行い、職員の対応能力の維持向上を図る。

62 義援金品の受領書様式

様式1

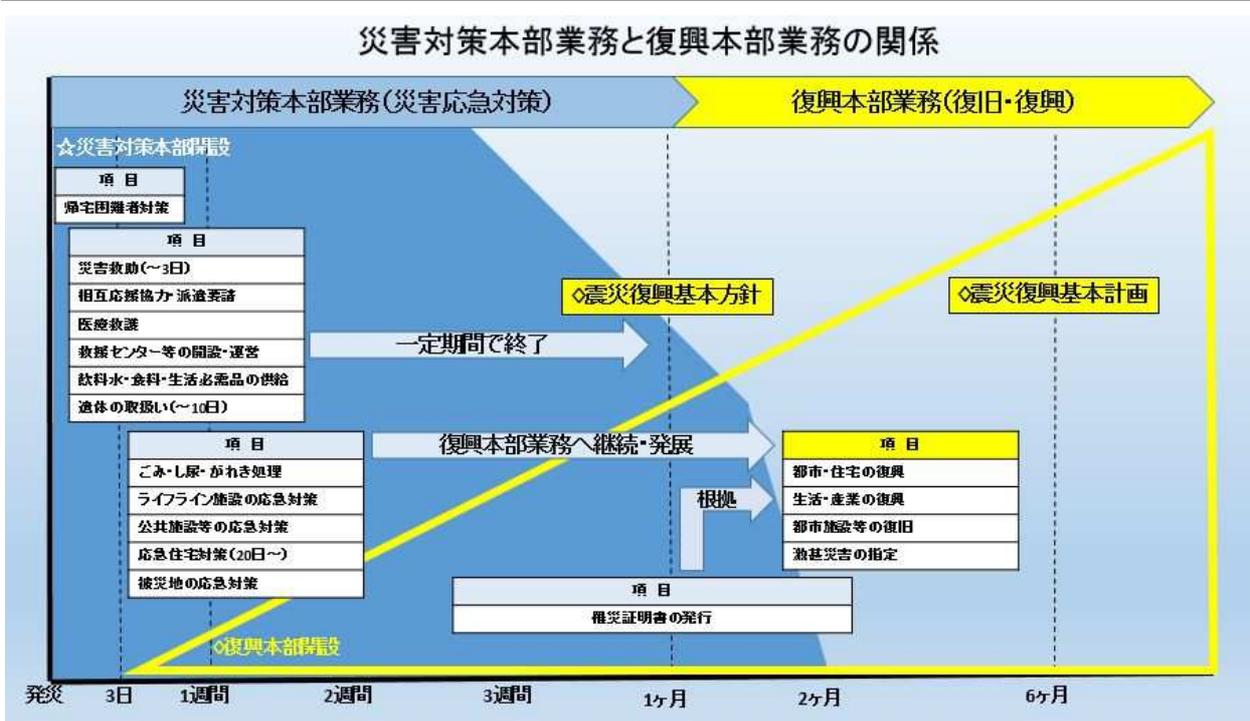
*	総務部長	総務課長	係長	担当者

<h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <p style="margin: 10px 0;">金 額 (品名) た だ し _____</p> <p style="margin: 10px 0;">上記のもの確かに受領いたしました。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: center;">豊 島 区 災 害 対 策 本 部 本 部 長 印</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: center;">殿</p>

* 備 考	住 所	
	電 話	

(注)2枚複写とし、*印は、控の用紙のみ印刷する。

6.3 災害対策本部業務と復興本部業務の関係



第4部 南海トラフ地震等事前対策

1 東海地震に係る地震防災対策強化地域(都総務局)

(1) 昭和 54 年8月7日付指定(総理府告示第 26 号)

昭和53年6月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震(震源=駿河湾沖、マグニチュード8程度)が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域(6県167市町村)が、強化地域として指定された。

(2) 平成 14 年4月 24 日付追加指定(内閣府告示第 12 号)

平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会(平成13年3月設置)から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14年4月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった。

①地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域(この基準は、従来どおりであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。)

②津波による被害

大津波(3m以上)若しくは満潮時に地上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が襲来するおそれのある地域

③一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制が執れる地域については、一体的な防災体制等を執るべき地域を併せて強化地域とするのが妥当。都においては新島村、神津島村及び三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

都 県 名	市 町 村 名
東 京 都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川 県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山 梨 県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長 野 県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐 阜 県	中津川市
静 岡 県 (全 域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛 知 県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三 重 県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

第5部 風水害編

1 区内における風水害による被害状況

年月日原因	項目 浸水地域	降 雨 量		浸 水 世 帯 数		
		総 雨 量	時間最大 雨 量	床 上	床 下	計
昭和56年7月22日 集 中 豪 雨	高田1・2・3丁目及び 下水道幹線等の低地帯	mm 78.0	mm 55.0	世帯 223	世帯 627	世帯 850
昭和56年10月22日 台 風 第 2 4 号	高 田 1 ・ 2 ・ 3 丁 目	192.0	37.0	481	191	672
昭和58年6月10日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	47.0 (但し40分間雨量)	47.0	14	476	490
昭和62年7月25日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	65.0	50.0 (30分間)	10	138	148
昭和62年7月31日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	75.0	60.0 (30分間)	109	1,123	1,232
平成元年8月1日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	159.5	46.0	0	32	32
平成2年7月26日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	26.5	25.5 (30分間)	0	162	162
平成5年8月27日 台 風 第 1 1 号	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	248.5	36.5	1	113	114
平成6年7月18日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	198.0	49.5	3	12	15
平成6年9月2日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	181.0	49.0	0	27	27
平成7年9月16日 台 風 第 1 2 号	(風雨による街路樹倒 木3本)	81.5	11.0	0	0	0
平成8年9月22日 台 風 第 1 7 号	(一部破損2棟)	203.5	30.0	0	0	0
平成9年6月20日 台 風 第 7 号	(一部破損2棟)	63.0	12.0	0	0	0
平成10年8月29日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	66.0	26.5	0	5 (他2)	5
平成10年9月15日 台 風 第 5 号	下水道幹線沿い等の 低 地 帯	mm 124.5	mm 54.0	世帯 0	世帯 1 (他19)	世帯 1
平成11年7月21日 集 中 豪 雨	下水道幹線沿い等の 低 地 帯 等	61.0	45.0	76	15	91

項目 年月日原因	浸水地域	降雨量		浸水世帯数		
		総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計
平成11年7月22日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	35.5	35.0	12	6	18
平成11年8月13日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	148.5	24.0	8	1	9
平成11年8月24日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.0	59.0	40	1	41
平成11年8月29日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	84.5	60.5	131	38	169
平成11年10月27日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	76.5	26.0	1	5	6
平成12年7月4日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	67.7	58.5	10	1	11
平成12年8月5日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.5	59.5	19	3	22
平成12年9月12日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	18.0	18.0	38	0	38
平成13年7月18日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	34.0	21.5	0	5	5
平成13年8月22日 台風第11号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	118.5	23.0	0	1	1
平成14年8月2日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	55.0	50.0	0	14	14
平成16年10月9日 台風第22号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	219.5	54.5	1	9	10
平成16年10月20日 台風第23号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	189.5	29.5	0	8	8
平成20年7月29日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	22.0	22.0	37	3	40
平成20年8月5日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	145.0	66.0	13	49	62
平成21年8月10日 台風第9号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	98.0	57.0	53	17	70
平成21年10月7日 台風第18号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	97.0	31.0	4	2	6
平成23年8月26日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	100.0	87.0	70	30	100
平成25年8月21日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	87.0	54.0	58	44	102

項目 年月日原因	浸水地域	降 雨 量		浸 水 世 帯 数		
		総 雨 量	時間最大 雨 量	床 上	床 下	計
平成25年9月15日 台風第18号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	118.0	38.0	0	4	4
平成25年10月16日 台風第26号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	206.0	39.0	4	0	4
平成29年7月18日 集中豪雨	激しい雷雨により住家に多数の被害発生			0	1	1
平成30年9月18日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	40.5	38.5	12	2	14
令和元年9月9日 台風第15号	激しい風雨により住家に多数の被害発生(主に風害)					
令和元年10月12日 台風第19号	激しい風雨により住家に多数の被害発生(主に風害)					
令和5年6月2日 台風第2号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	168.5	33.0	6	1	7

2 水位観測装置及び水位警報装置

(1) 水位観測装置

観測所名	所在地	観測担当	電話
曙橋	豊島区高田2-1-10先	都市整備部道路整備課	3981-1111

(2) 水位警報装置

地区	場 所	吹 鳴 位 置	吹 鳴 方 法
高田地区 (神田川)	(1) 高田2-5-26 吉祥染色脇	曙橋桁下 1.9m	一度吹鳴すると20分間休止
	(2) 高田2-1-12 星野ビル脇		
	(3) 高田1-18-1 三島橋脇	(川底より 6.0m)	 20秒 20秒 20秒
	(4) 高田1-13-15 渡辺染工脇		10秒 10秒
	(5) 高田1-1-14 佐藤染業脇		20回10分

3 区道における透水性舗装施工実績

(令和6年1月1日現在)

施工年度	施工箇所	施工面積(m ²)
昭和58年度	3路線	3,604
59年度	5路線	3,820
60年度	7路線	6,172
61年度	4路線	2,934
62年度	13路線	4,587
63年度	13路線	5,411
平成元年度	5路線	1,313
2年度	5路線	4,283
3年度	8路線	3,331
4年度	3路線	758
5年度	4路線	1,228
6年度	8路線	2,995
7年度	2路線	890
8年度	4路線	1,129
9年度	1路線	107
10年度	1路線	90
11年度	2路線	791
12年度	2路線	1,357
13年度	2路線	1,053
14年度	1路線	489
15年度	1路線	2,340
16年度	3路線	3,313
17年度	0路線	0
18年度	1路線	517
19年度	0路線	0
20年度	1路線	651
21年度	1路線	1,196
22年度	0路線	0
23年度	1路線	698
24年度	0路線	0
25年度	2路線	1,718

26年度	1路線	717
27年度	2路線	1,344
28年度	2路線	1,088
29年度	1路線	2,985
30年度	0路線	0
令和元年度	3路線	3,675
2年度	1路線	1,668
3年度	1路線	420
4年度	1路線	634

4 公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事実績

(令和6年4月1日現在)

年度	施 工 箇 所	施工面積 (㎡)	浸透柵 (個)	浸透U形 溝(m)	浸透管 (m)	地下浸透 施設(㎡)
昭和 57	高田公園 他1	1,666	18	11.5	76.5	
58	駒込東公園 他4	7,521	24	183.0	74.0	
59	高田一丁目児童遊園 他1	761	10	19.6	71.3	
60	雑司が谷公園 他5	6,900	19	81.3	229.3	
61	千早公園 他3	4,718	7	39.2	0	
62	高田第三公園 他4	4,249	7	110.4	64.0	
63	千川親水公園 他5	3,144	22	82.8	102.8	
平成元	日之出町公園 他5	6,828	17	85.0	519.4	
2	千早フラワー公園 他1	5,189	11	36.1	120.7	
3	北大塚公園 他 10	8,275	45	210.9	381.9	
4	上池袋さくら公園 他2	6,241	34	60.7	444.0	
5	南大塚からたち公園	954	7	6.0	71.4	
6	雑司が谷みみずく公園 他3	2,754	11	23.6	105.5	
7	長崎公園 他1	3,940	7	12.2	67.0	327
8	池袋の森 他5	6,060	5	27.8	58.0	
9	南池袋第二公園 他5	2,476	12	14.0	96.5	
10	南長崎花咲公園	1,315	7	0	46.3	
11	池袋駅前公園 他1	4,752	13	0	126.1	
12	南池袋一丁目児童遊園	534	0	0	10.2	
16	堀之内公園	1,084	6	0	67.6	
17	東池袋公園	3,221	21	324.0	14.2	280
18	椎名町公園 他2	6,121	15	124.0		39
21	宮仲公園 他1	6,512	36	119.4	189.1	
22	南長崎はらっぱ公園	5,734	5	22.2	23.4	
23	椎名町公園	5,113	6	6.6		75
24	池袋本町電車の見える公園	4,178	27		209.0	
25	旧千川小学校跡地 他1	4,510			317.4	
26	上池袋くすのき公園 他3	17,703	36		292.2	
27	南池袋公園 他1	5,490	25		414.4	
令和元	雑司が谷公園 他3	13,598	49	3.4	577.2	
2	としまみどりの防災公園	17,000			682.0	
3・4	-	0				
5	東池袋五丁目公園 他1	1,476	4	0	38	

※ 各年度の整備実績であり、改修工事により同一公園で複数回実績が計上されているもの含む。

5 中野区、杉並区管内の特別定点

河川名	定点名	位置	担当班	備考
妙正寺川	千歳橋	中野区沼袋3丁目地先	中野区	警戒水位天端高より 1.10m下り 指定水位 // 2.10m下り
善福寺川	松見橋	杉並区荻窪2丁目地先	杉並区	// 1.00m下り // 1.90m下り
神田川	向陽橋	杉並区永福3丁目地先	杉並区	// 1.90m下り // 2.40m下り

6 水防実施報告等の様式

1. 水防概況報告

この報告は特に迅速を要するため、水防管理者は第四建設事務所に対し電話で概況を連絡し、報告書を提出する。

2. 水防実施報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に、第四建設事務所経由都水防本部(建設局)へ水防実施報告を行う。

水防実施状況報告等の様式

様式 1

令和 年 月 日 東京都知事 殿 水防管理者 印 水 防 実 施 状 況 報 告 書	
水防作業の日時	令和 年 月 日 自 日 時 至 日 時
水防作業の場所	川 岸 区 市 町 地内 都
水防作業状況	工 法 延長 m 巾又は高さ m
使用資材数	袋 木材 m ³ その他
出動作業員数	消防団 名 傭人夫 名 その他 名
民地の被害及び交通制限等	

- 備 考 (1) この報告書は、建設局河川部防災課に提出すること。
 (2) 水防管理は、所を経由すること。

様式3

事 項	節 別	金額	算 出 基 礎	摘 要
人 件 費				
手 当 そ の 他	賃金 共済費		人数 @ ○○×○○○=○○○	備上人夫等を@別に記載のこと。 保険料別に記載のこと。
物 件 費				
資 材 費	一 般 需 用 費 原 材 料 費			品目別に記載のこと。 〃
器 材 費	一 般 需 用 費 備 品 費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
運 搬 費	光 熱 水 費 役 務 費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
応急工事	工 事 請 負 費			設計書は別紙とすること。
そ の 他	○ ○ ○ ○ ○			品目別に記載すること。
合 計				

様式乙

毎 時 降 雨 量

時間	月日	月 日	月 日	月 日	月 日
	09～10				
10～11					
11～12					
12～13					
13～14					
14～15					
15～16					
16～17					
17～18					
18～19					
19～20					
20～21					
21～22					
22～23					
23～00					
00～01					
01～02					
02～03					
03～04					
04～05					
05～06					
06～07					
07～08					
08～09					
計					
累 計					

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

番号

令和 年 月 日

建設局 河川部長 殿

事務所長

水位及び潮位状況報告について

当所管内に設置せる量水標 による 月 日から 月 日までの
水位及び潮位状況について下記のとおり報告します。

記

水位及び潮位状況報告

河川名	量水標名	今回最高日時	今回最高水位	警戒水位	計画高水位	既往最高水位	摘要

水位及び潮位状況報告

観測日時	河川名					
	量水標名					
日 時 分		m	m	m	m	m m

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

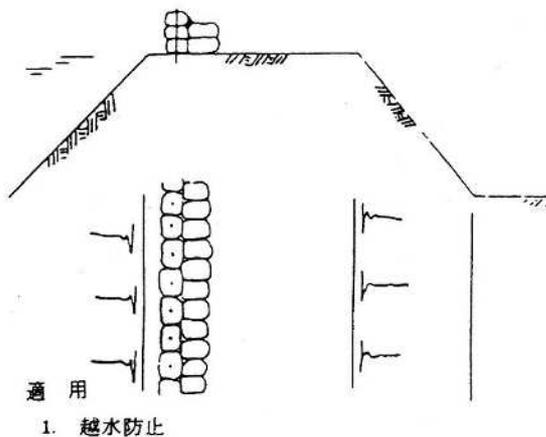
7 水防工法

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 積土のう | 越水防工 |
| 2. 月の輪 | 漏水からの堤体防護及び堤体損壊時の応急措置 |
| 3. 薄銅板土留 | 越水防止 |
| 4. 木流し | 堤体崩落の拡大防止 |
| 5. 裏法積土のう | 〃 |
| 6. 蓆張り | 堤体崩落の拡大防止 |
| 7. 折返し | きれつによる堤体弱化の防止 |
| 8. 五徳縫い | 堤体弱化の防止 |
| 9. 築廻り | 堤体の強化 |
| 10. 川倉 | 堤体崩落の拡大防止 |
| 11. 矢板締切り | 堤体欠壊箇所の応急措置 |
| 12. 連絡水のう | 越水防止 |
| 13. ベニヤ板工法 | 人孔噴出防止 |

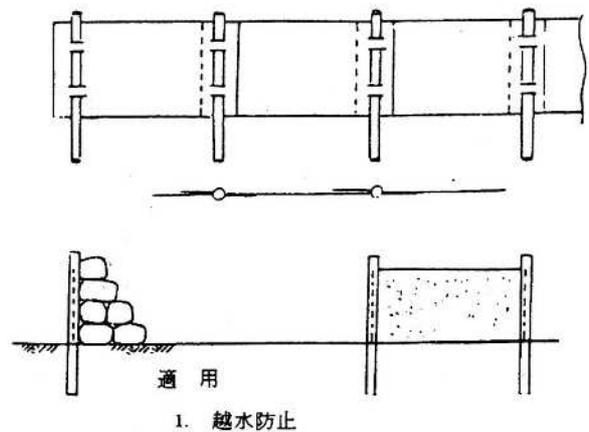
※資器材内訳については、東京都水防計画資料編8ページを参照

水防災工法図解

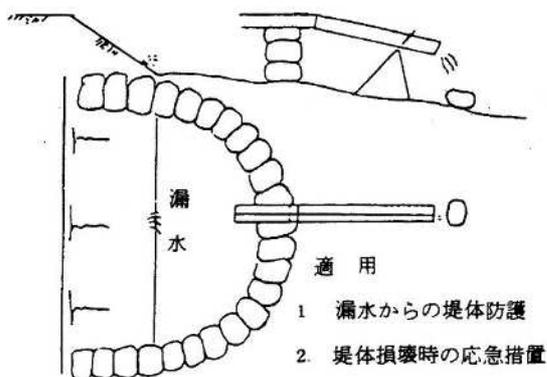
1. 積土のう



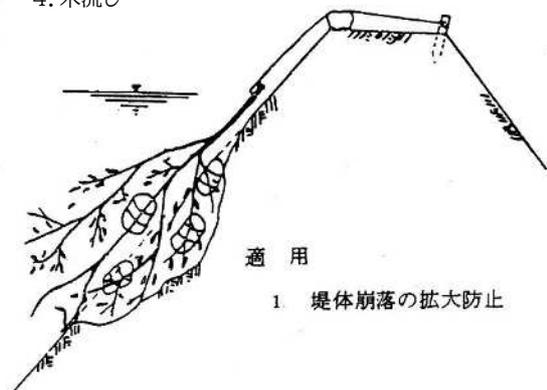
3. 薄銅板土留



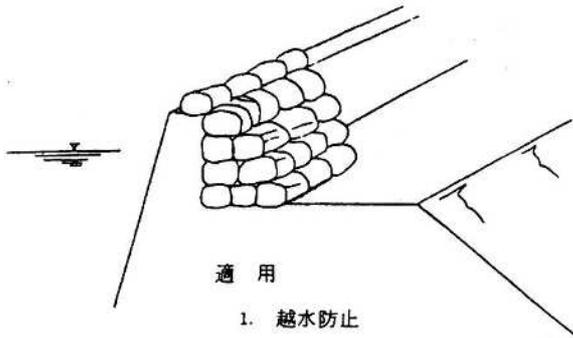
2. 月の輪(円形の場合は「釜築き」という)



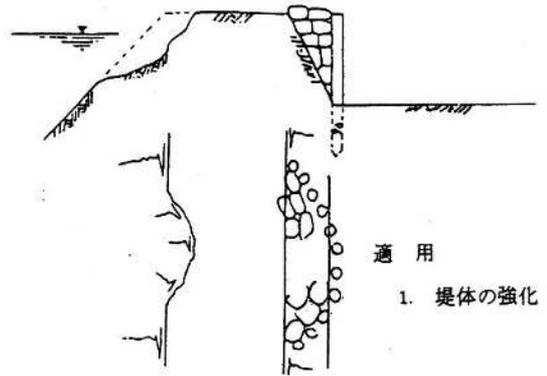
4. 木流し



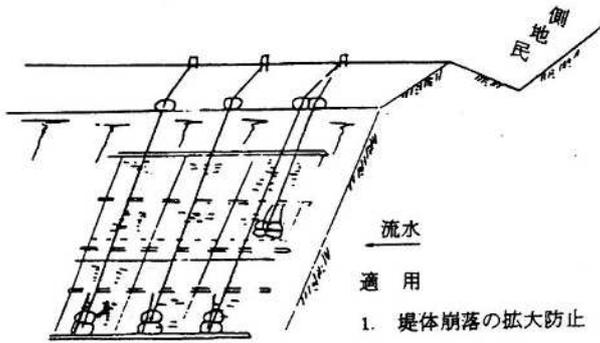
5. 裏法積土のう



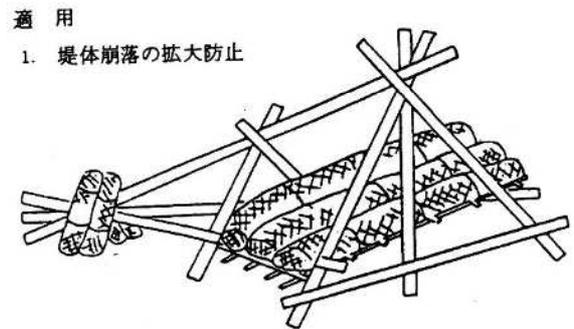
9. 築廻り



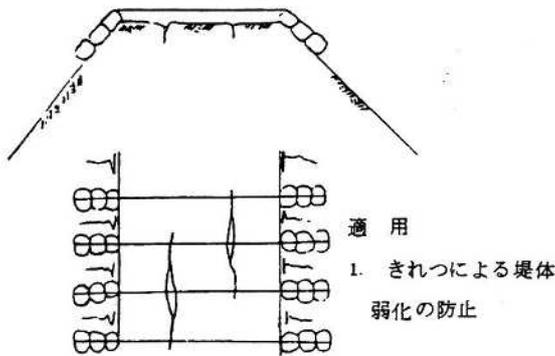
6. 蓆張り



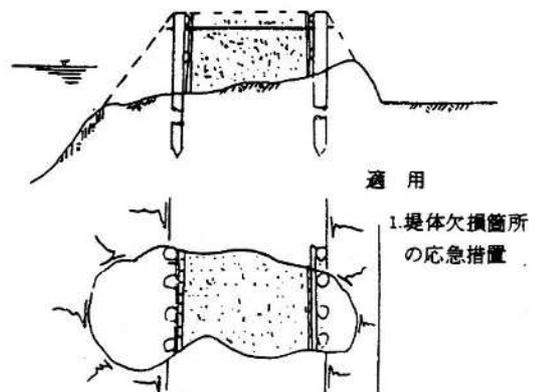
10. 川倉



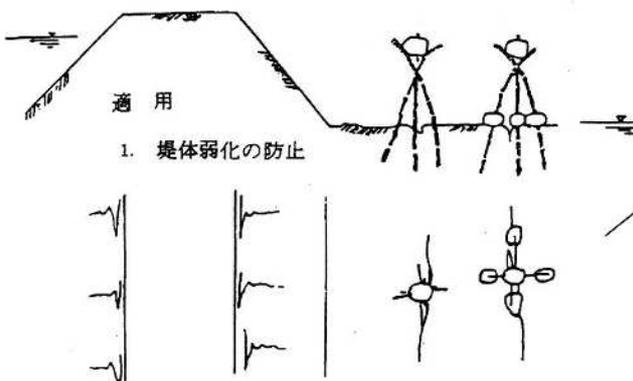
7. 折返し



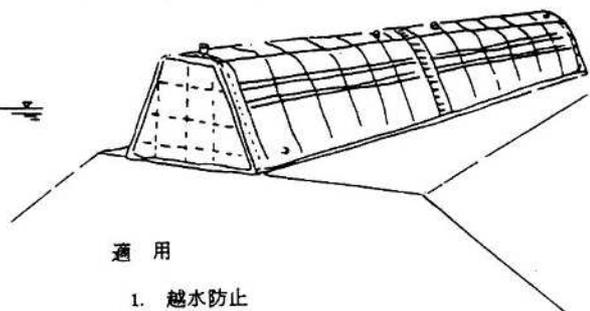
11. 矢板締切り



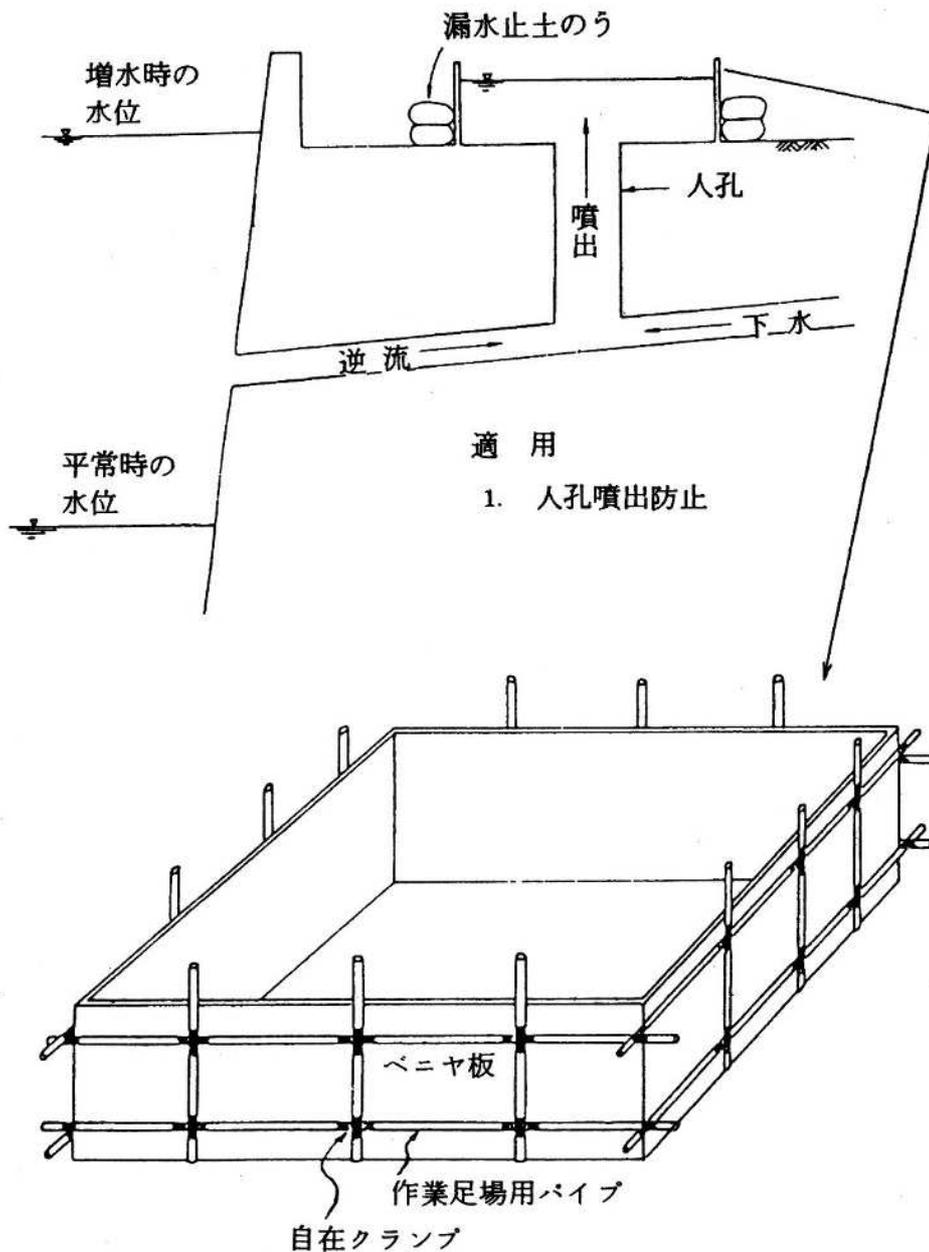
8. 五徳縫い



12. 連結水のう



13. ベニヤ板工法



8 水防資器材の保有状況

(令和6年1月1日現在)

名 称 住 所		道路工事事務所 上池袋 3-17-1 3916-6636	公園管理事務所 千 早 2-1-14 5995-3011	計	第四建設事務所 ※管内水防倉庫 南大塚 2-36-2 5978-1734
土 の う 類	枚	1,000	200	1,200	27,000
大型土のう	袋	-	-	-	500
S P パイル	本	-	-	-	7,605
矢 板	枚	-	-	-	279
木材(角・板)	m ³	0.2	0.8	1.0	1.6
鉄 線	kg	10	15	25	715
鉄線(かご)	本	-	-	-	43
シ ョ ベ ル	丁	40	50	90	241
ツ ル ハ シ	丁	20	7	27	61
か け や	丁	5	5	10	62
カ ッ タ ー	丁	5	5	10	44
ノ コ ギ リ	丁	10	15	30	37
ナ タ	丁	2	2	4	28
縄(ロープ)	m	100	300	400	24,200
簡易杭打器	丁	-	-	-	-
排 水 車	台	-	-	-	1
ポ ン プ	台	8	3	11	-
防 水 シ ー ト	枚	10	6	16	-
水 の う	袋	-	-	-	500

9 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

(法第 28 条)

<p>公用負担権限委任証明書</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 氏 名</p> <p>上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水 防 管 理 者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(または消防機関の長)</p>
--

10 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。【法第 28 条(公用負担)】

<p>番 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">負担者氏名</p>				
物 件	数 量	負担内容(使用、所用、処分等)	機 関	摘 用
<p>水防法第 28 条の規定により上記物件を収用(使用または処分)する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水 防 管 理 者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(または消防機関の長)</p> <p style="text-align: center;">事 務 取 扱 者 氏 名 印</p>				

1.1 災害対策各部タイムライン

指示情報部	台風等通過前 (48時間前～24時間前)	台風等最接近時	台風等通過後 (～24時間後)	台風等通過後 (24時間後～)
<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部副座、運営 広報、情報伝達指示等 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議開催(区の業務・イベント等実施の可否決定、対応方針決定) 避難行動要支援者の移送体制準備 関係機関への協力要請 災害対策要員の調整 防災行政無線による災害情報伝達 東京都との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議開催(区対各部の対応状況報告、対応方針決定) 救護センター運営状況報告、対応方針決定) 避難行動要支援者移送 東京都との連携 警察、消防、自衛隊等との連携 災害対策要員調整 防災行政無線(防災行政無線、HP、伝達制御システム) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議開催(被害状況、救護センター運営状況報告、対応方針決定) 避難行動要支援者移送 警察、消防、自衛隊等との連携 災害対策要員の調整 避難指示等の解除(HP、伝達制御システム) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議(被害状況、救護センター運営状況報告、対応方針決定) 避難行動要支援者移送 警察、消防、自衛隊等との連携 災害対策要員の調整 避難指示等の解除(HP、伝達制御システム)
企画広報部	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近情報(HP) 救護センター開設状況広報(HP、伝達制御システム) 区有施設の情報提供、業務、イベント等の実施状況広報(HP、伝達制御システム) 区代表コールセンターへの情報提供、人員体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出注意広報(HP、伝達制御システム) 写真による災害記録 区代表コールセンターとの連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出注意、屋内での安全確保等広報(HP、伝達制御システム) 写真による災害記録 区代表コールセンターとの連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の解除の広報(HP、伝達制御システム) 救護センター閉鎖広報(HP、伝達制御システム)
<ul style="list-style-type: none"> 区有施設状況集約 職員参集状況確認等 	<ul style="list-style-type: none"> 区有施設状況集約まとめ 職員参集調整 としまセンターエリア利用調整 区議会への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集・出勤状況集計(随時) 本庁舎、区有施設の被害状況確認(随時) 区議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、区有施設の被害状況確認、集計 職員出勤状況集計 区議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、区有施設の被害状況確認、集計 職員出勤状況集計 区議会との連携
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災部 救護センター開設 配属職員召集等 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センターの開設調整 地域本部長・本部長補佐との調整 地域配備職員調整、救護センター配備職員の決定 配布物資の調整、準備 町会との連携(応援依頼等)調整 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センターの開設 避難者の受入れ(随時) 物資配布(随時) 町会等との連携体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センター開設準備 救護センター運営状況の報告 住家被害調査準備 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センター開設準備 住家被害調査実施 罹災証明書の交付
<ul style="list-style-type: none"> 区環境清掃部 ごみ収集体制決定等 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集実施の可否等検討 収集の中止、遅延等の周知準備 職員体制の決定 生活ごみ及び片付けゴミの収集運搬体制の検討 仮置場等設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集準備 収集ルートの変更状況に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集場所、飛散ごみ等の整理 収集要請への対応 被災状況を踏まえた生活ごみ及び片付けごみの収集運搬体制の確立 排出方法の区長への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場等の設置・運営 二次仮置場への搬出 片づけ済な収集運搬の実施
<ul style="list-style-type: none"> 区福祉部 災害時要援護者対応 保育園対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者情報の整理 社会福祉施設等との連絡調整 民生委員との連携(応援依頼等) 保育園等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員との連絡調整 保育園等の開設状況確認(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等の被害状況報告 園舎等の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園等の安全確認
<ul style="list-style-type: none"> 区衛生部 医師会等との連携 医療救護等 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センター医療救護所の開設準備 救護センター医療救護所配備職員調整 医師会との連携(救護センター医療救護所開設依頼等) 職員体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センター医療救護所の開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 冠地域域等の衛生確保の確認指導 開設中の救護センター医療救護所の運営 救護センター閉鎖と同時に救護センター医療救護所閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 冠地域域等の衛生確保の確認指導 開設中の救護センター医療救護所の運営 救護センター閉鎖と同時に救護センター医療救護所閉鎖
<ul style="list-style-type: none"> 区都市整備部 住宅相談、応急修理等 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談等業務準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談に伴う住宅相談 応急修理対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談に伴う住宅相談 応急修理対応
<ul style="list-style-type: none"> 区土木部 水防態勢 土壌配布 土のう対応、道路警戒等 	<ul style="list-style-type: none"> 水防態勢 土壌配布 	<ul style="list-style-type: none"> 水防態勢 土壌配布 	<ul style="list-style-type: none"> 水防態勢 ポンプ等水防資器材の出勤 道路及び河川の警戒 浸水危険箇所の浸水防止 	<ul style="list-style-type: none"> 排水等被害物の除去
<ul style="list-style-type: none"> 出納部 資金調達等 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談等業務準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談に伴う住宅相談 応急修理対応 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談に伴う住宅相談 応急修理対応
<ul style="list-style-type: none"> 教育部 PTA、保護者への情報提供 救護センター調整等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等との連絡調整 PTA、保護者への情報提供、連携 避難スペース等の調整 施設管理者との情報提供、連携 学校施設利用者への情報提供 他福祉施設(保育園等)との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 救護センター対応職員等の確定 学童クラブ等の実施判断及び情報提供(随時) 学童施設利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ等の実施判断及び情報提供(随時) 子どもスクールの実施の被害状況確認 学童施設利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ等の実施判断及び情報提供(随時) 子どもスクールの実施の被害状況確認 学童施設利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時) 学童施設の利用の実施(随時)